

第5章 区民・事業者との協働リーディングプロジェクト

世田谷区のめざす環境像である「自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる～環境共生都市せたがや～」の実現のためには、区民、事業者、区の個々の取組みだけでなく、それぞれが連携、協働して取り組んでいくことが重要です。

そのため、区民、事業者、区の協働による取組みを基本目標ごとに「区民・事業者との協働リーディングプロジェクト」として設定します。

リーディングプロジェクトの設定に当たっては、区民、事業者が参加でき、区との協働により推進できる取組みを選定しています。参加しやすい取組みをリーディングプロジェクトとすることで、区民、事業者の行動を促進するとともに、パートナーシップの強化を図ります。また、短期的に効果が期待できる取組みであり、将来的には地域全体での取組みへと波及させていきます。

リーディングプロジェクトによって各基本目標の施策を区が先導することで、区民、事業者の意識を高め、施策全体を推進していく機運を高める効果も期待されます。

リーディングプロジェクトは、基本目標ごとに設定しますが、他の基本目標にも関連するものです。実施に当たっては、SDGsの考え方を活用し、区民、事業者、区等の多様な主体が連携、協働するとともに、分野横断的な取組みを促すことで、世田谷区のめざす環境像の実現へつなげていきます。

基本目標1 みどりの豊かな潤いのあるまちをつくります

- ①せたがやカレープロジェクト（基本目標4とも関連）
- ②ちょこっと空間づくりプロジェクト

基本目標2 脱炭素社会に役立つエネルギーの利用拡大と創出をめざします

- ③全ての家をもっとエコに！

基本目標3 環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します

- ④省エネポイントアクション
- ⑤エコな消費行動

基本目標4 地球温暖化に対応し安心して暮らせる地域社会をつくります

- ⑥雨水浸透・利用のすすめ（基本目標1とも関連）

基本目標5 快適で暮らしやすい生活環境を確保します

- ⑦みんなのまちのクリーン大作戦

基本目標 1 みどりの豊かな潤いのあるまちをつくります

① せたがやカレープロジェクト（「生きものつながる世田谷プラン」より）

（基本目標 4 とも関連）

都市で暮らす私たちが普段食する農産物は生物多様性の恵みによるもので、その多くを国外または地方に依存しています。住宅都市にある生産緑地、宅地化農地等は、農産物を供給するだけでなく、まちの環境を整え、食育体験の場となるほか、災害時に避難場所としても活用できる大切な財産です。

区民団体、農業関連団体、学校と連携して、世田谷産農産物「せたがやそだち」などを使って、親しみのあるカレーなどをつくるイベントを実施することで、生物多様性への関心の向上や、住宅都市の農業や農地が持つ多面的な機能に対する理解を促していきます。



農作物の収穫体験
（平成29年度実施）



収穫した農産物を使った料理づくり
（平成30年度実施）

＊農産物の収穫体験＊

収穫体験を通じて農地とふれあい、地産地消や都市農地の大切さを理解していきます。

＊収穫した農産物を使った料理づくり＊

カレーをはじめとする調理を通じて、生物多様性の恵みを味わいます。

【区民】

区が実施するイベントに積極的に参加し、区内産の農作物の購入等によって日常の食事などをはじめ、暮らしに取り入れていくことで、生物多様性への関心、住宅都市の農業や農地が持つ多面的な機能に対する理解を深めていきます。

【事業者・団体】

区が実施するイベントに積極的に協力し、区内産の農作物の店頭での販売等を実施し、商品などとして事業活動に取り入れていくことで、生物多様性への関心、住宅都市の農業や農地が持つ多面的な機能に対する理解を深めると同時に、区と協働のうえ、区民の意識を高めていくための啓発に努めていきます。

【区】

農業公園に関連する区民団体、農業関連団体、学校との連携を進めます。また、「せたがやそだち」などの区内農産物を使った、カレーなどをつくるイベントを実施することで、生物多様性への関心向上や、農地の大切さとその保全への理解を深めていきます。

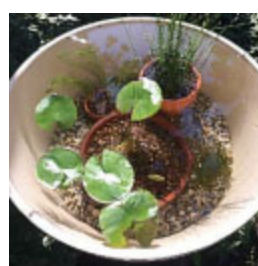
②ちよこっと空間づくりプロジェクト（「生きものつながる世田谷プラン」より）

公園緑地などの拠点と拠点をつなぐためには、世田谷区内のみどりの6割を占める民有地のみどりのあり方が重要となります。区民参加により、個人宅の庭やベランダ、商店街などで生きものが立ち寄る場をつくる工夫を進めることで、生きものの生息・生育空間を増やします。

自宅の庭やベランダで、野鳥、チョウ、トンボなどを観察することで、日々の楽しみや喜びにもつながります。モニターを募集して、各家庭や商店街で生きものを呼ぶ工夫を行い、ちよこっとした生物生息空間を広げていきます。その際、一般の居住環境の維持に関する様々な配慮事項についても普及に努めていきます。



バードバス



水草を浮かべた水鉢

＊バードバス＊

植木鉢の受け皿などに水を張ると、鳥の水浴びや水遊びの場となります。

＊水鉢＊

水草を浮かべた水鉢は、トンボが産卵する場になります。また、ボウフラ対策のためにメダカを放します。

【区民】

自宅の庭やベランダで、野鳥、チョウ、トンボなどの生きものが立ち寄る場をつくり、「ちよこっと」した空間の創出に努めます。また、「みどりと花いっぱい協定」における植栽種の工夫や「植栽ガイドブック」を活用した建物の緑化に取り組みます。

【事業者・団体】

マンションやビルの外構、屋上、商店街において、「植栽ガイドブック」を活用した生きものが好む植栽、在来種を活用した植栽などに取り組みます。また、「みどりと花いっぱい協定」における植栽種の工夫に努めます。

【区】

庭やベランダに生きものを呼び込む工夫を学び実践し、観察記録などを報告して、広く共有する「生きものモニター制度」を推進します。また、「植栽ガイドブック」を改訂し、区民や事業者などに生物多様性に配慮した緑化を普及啓発します。

基本目標 2 脱炭素社会に役立つエネルギーの利用拡大と創出をめざします

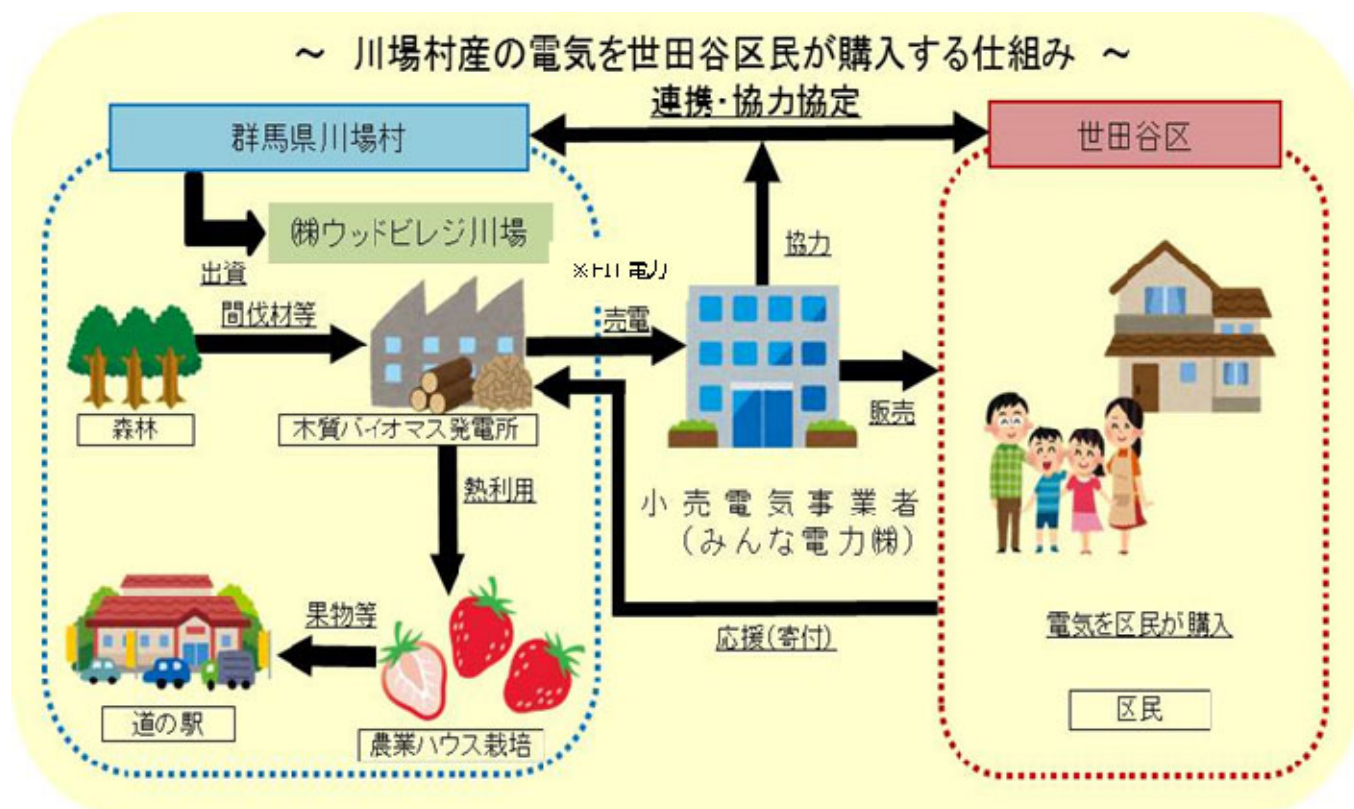
③ 全ての家をもっとエコに！

脱炭素社会を実現するためには、住居等の断熱や省エネ機器の導入等による「省エネ」を徹底することが大前提であり、それでも削減できない部分については、再生可能エネルギーでエネルギーを生み出す「創エネ」、蓄電池等にエネルギーを蓄える「蓄エネ」を組み合わせることによって、エネルギーを賢く使っていくことが重要です。

世田谷区では、家庭部門と業務その他部門からの二酸化炭素排出量が多いため、家庭や事業所での再生可能エネルギーの導入を進めています。

再生可能エネルギーの導入事例の一つとして、群馬県川場村の木質バイオマス発電所で発電された電力や青森県弘前市の雪国対応型太陽光発電施設で発電された電力を区民が購入する仕組みを構築し、他自治体との連携による再生可能エネルギーの導入に取り組んでいます。

また、世田谷区では、地域特性を考慮した住宅への再生可能エネルギー設備の導入を進めています。



図：川場村産の電気を世田谷区民が購入する仕組み

※世田谷区環境配慮型住宅リノベーション推進事業補助金の概要（平成31年4月現在）※

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ■区内にある自分が所有する住宅に居住している世田谷区民 ■区内にある賃貸住宅を所有している世田谷区民 ■区内にある分譲マンション管理組合
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ア 外壁等の断熱改修 イ 窓の断熱改修（二重窓、二重サッシ） ウ 窓の断熱改修（複層ガラス） エ 屋根の断熱改修（高反射率塗装） オ 太陽熱ソーラーシステム、太陽熱温水器 カ 節水トイレ キ 高断熱浴槽 ク 分譲マンション共用部改修（LED 照明器具） ケ 分譲マンション共用部改修（段差解消、手すり） コ 高効率給湯器 ※アからキのいずれかに併せて行う場合 サ 住宅の外壁改修 ※アからキのいずれかに併せて行う場合
助成率	<ul style="list-style-type: none"> ■住宅リノベーション工事を単独で行うとき →工事経費の10%まで（上限20万円） ■区の耐震改修工事の助成と併せて行うとき →工事経費の20%まで（上限40万円）

※中小企業融資あっせん制度の概要（令和元年10月現在）※

対象者	■世田谷区内で事業を営む中小企業者
限度額	■2,000万円
利率	■2.2%（利用者負担率0.3%、区負担率1.9%）
返済期限	■7年以内（据置12ヵ月以内を含む）
要件	<ul style="list-style-type: none"> ■以下の省エネルギー機器等を購入、設置すること <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備 ・太陽熱利用システム ・蓄電池 ・エコカー（EV車、ハイブリッド車、LPG車、CNG車、FCV車等）

【区民】

「世田谷区環境配慮型住宅リノベーション推進事業補助金」を活用し、窓の断熱改修など住宅の省エネルギー化をはじめ、東京都の補助金制度も活用した「太陽熱利用システム」と「地中熱ヒートポンプ」の導入に努めます。

【事業者・団体】

「世田谷区環境配慮型住宅リノベーション推進事業補助金」を活用した住宅の省エネルギー化に資するリフォームを提案するとともに、「中小企業融資あっせん制度」や東京都の補助金制度を活用した「太陽熱利用システム」と「地中熱ヒートポンプ」の社屋等への導入に努めます。

【区】

「世田谷区環境配慮型住宅リノベーション推進事業補助金」や国・東京都の補助金等を活用して、環境に配慮した住宅に改修または改築しやすくするために、区民や事業者に対して積極的に情報提供を行います。

それとともに、住宅メーカー等との協働によるセミナー・相談会や環境イベントの開催等を通じて、省エネルギー住宅の普及に努めます。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

基本目標3 環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します

④省エネポイントアクション

世田谷区内では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの約5割が家庭から排出されており、日常生活における環境に配慮したライフスタイルの実践を促すことで、家庭からの温室効果ガスを削減することが必要です。

イベントやセミナー、相談会の実施等を通じて省エネ行動による環境面・経済面の効果のPRを行っていくほか、省エネポイントアクション事業等により、家庭での温室効果ガス削減の取り組みを支援していきます。

省エネポイントアクション

家庭など、区民の省エネ行動を推進するため、電気・ガスの使用量削減などの取り組み内容や省エネの成果に応じて区内共通商品券と交換できるポイントを提供しています。

区内共通商品券の購入については、2014年（平成26年）3月に神奈川県三浦市の区有地に開設した「みうら太陽光発電所」で発電した電気を売却して得られた収益を財源としています。

電気・ガス使用量を削減して区内共通商品券をGETしよう！

みどりのカーテン

OFF

区内共通商品券

GET!

省エネ行動

- 【2ヶ月コース】平成30年7月1日～12月31日のうち2ヶ月
- 【3ヶ月コース】平成30年8・10・12月の3ヶ月限定

冷房 暖房
28℃ 20℃

冷蔵庫

夏は25℃に設定
冬、春、秋は20℃に設定

区内共通商品券
平成30年12月～平成31年3月頃

省エネポイントアクションとは 参加登録をして、省エネに取り組むと、電気やガスの使用量削減率に応じて省エネポイントを獲得できます。獲得したポイント数に応じて、区内共通商品券を区からお送りします。
(省エネポイント500ポイントにつき、500円分の区内共通商品券)

省エネポイントアクションリーフレット

省エネポイントアクションの参加登録者（家庭向けコース）は、同事業を開始した2015年度（平成27年度）の936世帯から、2018年度（平成30年度）は1,077世帯と増加しており、参加者の間に省エネ行動が順調に浸透していることが伺えます。

また、2016年度（平成28年度）・2017年度（平成29年度）の2年連続参加者は、全参加者の約65%を占めており、継続的に省エネ行動を実践していただいていることが伺えます。

今後は、より多くの区民・事業者の参加を促す工夫や、参加者が省エネ行動を継続するうえで励みになるような仕組みづくり、参加者が行った効率のよい省エネ方法を公表し、広めていくなどの方策を検討することにより、これまで以上に省エネの促進と、温室効果ガスの削減を進めていきます。

【区民】

省エネポイントアクションへの参加や「うちエコ診断」の受診により、家庭の省エネルギーの取組みを進めることで、環境に配慮したライフスタイルを確立し、家庭から排出される温室効果ガスの削減に努めます。

【事業者・団体】

省エネポイントアクションへの参加や東京都の省エネルギー診断の受診により、事業所の省エネルギーの取組みを進めることで、事業所を挙げての環境配慮行動を定着させ、事業所から排出される温室効果ガスの削減に努めます。

【区】

省エネポイントアクションや「うちエコ診断」等への積極的な参加を促すとともに、住宅等の省エネルギー化のための補助金のPRを行うことで、環境配慮行動の実践を支援し、家庭や事業所から排出される温室効果ガスの削減に努めます。

また、省エネポイントアクションによる電気やガスの使用量の削減率や、二酸化炭素削減量の変化を継続的にモニタリングし、広く公表し、省エネルギーの進捗状況や効果を検証していきます。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

⑤エコな消費行動

世田谷区は、区民・事業者が主体となって、「もの」との付き合い方を見直し、環境に配慮した暮らしや事業活動への転換、発生抑制に努めたうえで、不用となった「もの」は循環させ、それでもなお排出されるごみは適正に取り扱うといった「環境に配慮した持続可能な社会」の実現をめざしています。

区民と事業者から排出される廃棄物は、法律により明確に区分されています。しかし、区民、事業者いずれもが、排出者としての責任を負うことに変わりはなく、再資源化や減量に取り組む必要があるという点において区別はありません。そこで世田谷区では、区民と事業者それぞれの役割を明確にし、その役割を果たすことにより、「環境に配慮した持続可能な社会」の実現をめざし、取り組んでいきます。

＊エコなお買い物体験＊

ごみを減らすには、不要なものを買わない、「リデュース」が重要です。お買い物をする時にその商品が本当に必要か考えることがごみ減量の第一歩になります。また、商品を購入する場合にも、商品ごとに容器包装やパッケージに違いがあり、どの商品を買うと比較的ごみが少ないかを考えながらお買い物することも大切です。

そのことを子どものうちから学ぶため、小学生を対象とした「エコなお買い物体験」を小学校の授業で実施しています。お買い物体験は店舗で行い、班ごとに決められたカテゴリー（惣菜、乾麺、お菓子など）から商品の一つを選んで実際に購入します。選ぶ際には、「こっこのほうが個別に包装されているからごみが多い」や「エコマークが付いているから環境に優しい」といった様々な視点から意見が出ていました。お買い物後には、教室でのワークショップと発表を通して、各班で選んだ商品とその理由の情報共有を行います。

また、親子で参加できるイベント「子どもエコマーケット」も開催しています。「子どもエコマーケット」では、イベント会場に仮想スーパーを作って親子で楽しくエコなお買い物を体験し、学校の「エコなお買い物体験」同様ワークショップを行い、他の参加者と一緒にごみの発生の少ないお買い物方法を学びます。

このように、今後も子どもとその保護者を対象とした2Rの啓発事業を重点的に実施し、参加者には「2R推進事業参加証」を交付するなど、参加に対するインセンティブを付与できるよう工夫して進めていきます。



エコなお買い物体験の様子

※せたがやエコフレンドリーショップ推進事業※

国内で発生する食品ロスの量は643万t（2016年度（平成28年度））でそのうち352万tが事業者から排出されています。また、世界的に問題となっている海洋プラスチックごみ問題や処分に係る焼却による環境問題などワンウェイプラスチック製品に対する規制の動きが強まっています。そこで、区内の事業所で発生する食品ロスやワンウェイプラスチックを抑制するため、食品ロス削減やワンウェイプラスチック削減に取り組む小売店や飲食店を「せたがやエコフレンドリーショップ」として支援する事業を新たに実施します。

【区民】

不用な「もの」は買わないようにし、購入する商品についても容器包装が少ない商品を選ぶなど、ごみを減らす「リデュース」を意識した暮らしを心がけ、エコなお買い物の実践に努めます。また、外食時やお買い物時には、「せたがやエコフレンドリーショップ」の利用を増やします。

【事業者・団体】

再利用や包装の削減、分別リサイクルなど、ごみを作らない工夫を自ら進めるとともに、区と協働して、区民、特に子どもや若い世代に向けたごみの減量に関する普及啓発を行います。小売店や飲食店は、区の進める「せたがやエコフレンドリーショップ」への参加に努め、2Rを進めます。

【区】

ごみの減量を進めるために役立つ行動を区民に分かりやすく示すとともに、分別方法や民間事業者による資源回収の取組み等を積極的に周知していきます。特に、ごみのことを、捨てる時ではなく商品を買う時に考えることを学ぶ「エコなお買い物体験」を小学校の授業で実施し、同様の内容を一般の親子も体験できるイベント「子どもエコマーケット」に関しても多くの方に参加いただけるよう工夫します。「せたがやエコフレンドリーショップ」の利用を促進するため、「資源・ごみの収集カレンダー」などの広報媒体を活用して、店舗情報等を広く区民に周知します。

基本目標 4 地球温暖化に対応し安心して暮らせる地域社会をつくれます

⑥雨水浸透・利用のすすめ

(基本目標 1とも関連)

地球温暖化による影響を考慮すると、世田谷区においても「適応策」の取組みが求められますが、土地利用の多くが住居系であり、地下水の涵養機能を有する森林や農地などは少ないことから、大雨時の水循環の確保が必要です。

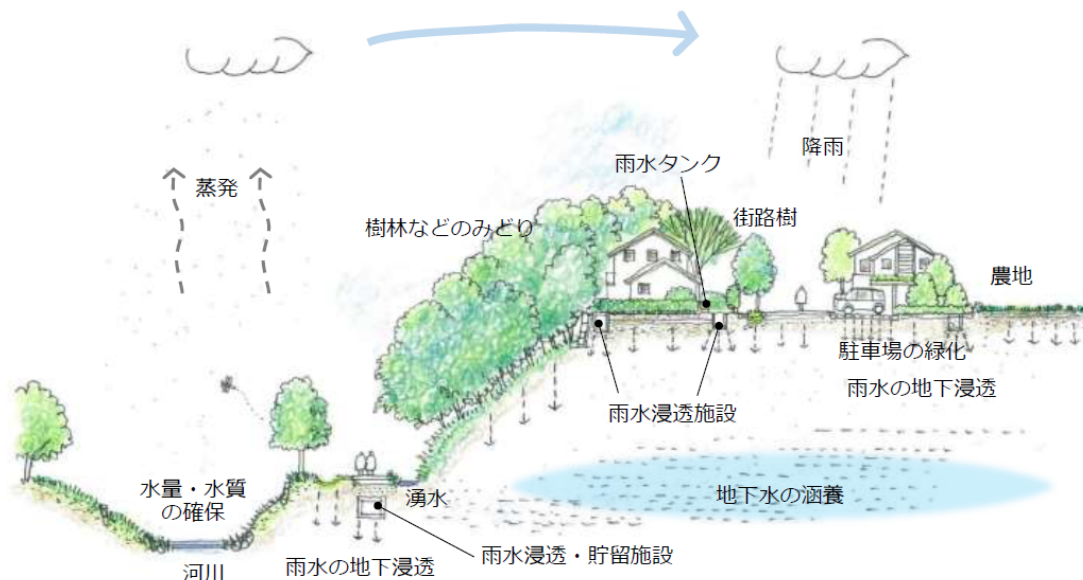
また、人口や世帯数は今後も増加傾向が継続することが予測されているため、快適な生活環境を維持するための取組みが必要です。

そのため、世田谷区の地域特性を考慮し、「適応策」として「豪雨対策行動計画」に基づき、グリーンインフラの取組みや雨水浸透機能の保全と再生及び雨水貯留を進めます。また、樹木や樹林地が持つ土砂崩れなどの災害を緩和する機能を活用していきます。

さらに、「適応策」の実践を契機として、地域の特徴を活かしつつ、より良い地域と社会の創出・形成につなげていきます。

＊グリーンインフラの観点からの街づくり＊

区では、雨水浸透施設の設置促進、透水性舗装の拡大、上流域の自治体と連携した流域対策、みどりを活用した熱を溜めない街づくりなど、グリーンインフラの観点からも適応策を進めています。



図：グリーンインフラの観点による水循環のイメージ

出典：「世田谷区みどりの基本計画」

【区民】

世田谷区の助成金制度の利用などにより、雨水タンク・雨水浸透施設の設置に努めるとともに、敷地内や屋上などの緑化に努めます。

【事業者・団体】

世田谷区が定める要綱などを踏まえて、雨水タンク・雨水浸透施設の設置に努めるとともに、敷地内や屋上などの緑化に努めます。

【区】

透水性舗装の拡大や、公共施設の新設、改修時に雨水貯留浸透施設を設置します。また、住宅や事業所への助成金制度の活用などによる雨水浸透施設及び雨水タンクの設置を促進します。



雨水タンク

雨水タンクとは、屋根に降った雨水を溜めて、必要な時に利用することができるタンクのことです。雨水タンクを設置することにより、大雨時に雨水が下水道管や河川へ一気に流入することを抑制できるため、道路の冠水や河川の氾濫の抑制にもつながります。



緑化された駐車場（希望丘複合施設 駐車場）

みどりなどの自然面を活用した駐車場の緑化は、輻射熱の緩和に役立つとともに、雨水の透水性向上の効果もあります。



雨水浸透ます（上）、雨水浸透管（下）

雨水浸透施設とは、たくさんの小さな穴が開いたコンクリート製またはプラスチック製のますや管のことです。雨水タンクと同様に道路の冠水や河川の氾濫の抑制になるとともに、地下水が豊かになることで、湧水の復活やヒートアイランド現象の抑制、みどりの保全や創出等、住環境の改善にもつながります。

基本目標5 快適で暮らしやすい生活環境を確保します

⑦みんなのまちのクリーン大作戦

世田谷区内の各地域では、まちの環境美化活動として町会・自治会、商店街、公立・私立学校、大学、事業者、区などの様々な団体が連携・協働しながらポイ捨て防止の啓発活動やまちの清掃活動を行っています。また、個人のボランティアによる地域のごみ拾いや、各家庭でも家の前の道路清掃などに取り組んでいます。

こうした環境美化活動が、さらに多くの区民や多様な団体による参加の輪を広げ、世田谷の生活環境を守り、快適で安全なまちづくりを進めていきます。

【海洋プラスチックごみ問題】

近年、プラスチックごみの海洋流出が国内外で大きな環境問題として注目されています。日本国内からプラスチックが海洋へ流出する原因は、次のことが考えられます。

- 1 プラスチックごみのポイ捨てや不法投棄による散乱
- 2 大雨や洪水等の自然災害
- 3 生活排水によりマイクロプラスチックが流出



多摩川河川敷での漂着ごみの
調査・回収活動の様子

誰もが輝ける持続可能な社会づくり・未来づくりに向けSDGs、ESDに取り組む区立明正小学校での活動。

海洋プラスチックごみ問題に向き合う児童が、台風通過後の多摩川河川敷において、漂着ごみの調査及び回収活動を実施しました。



世田谷区内の側溝

大雨が降ると、川から海に流れ出る恐れがあります。

＊環境美化活動の参加のきっかけづくり、情報発信＊

地域での環境美化活動への参加のきっかけとなる、誰でもボランティアとして気軽に参加できる活動紹介に関する情報発信や、クリーン作戦ボランティアの募集などを行う仕組みを検討していきます。

区では、1998年（平成10年）にポイ捨て防止条例を制定し、キャンペーン活動など地域の皆さんや事業者の方々とともに啓発活動や美化活動に粘り強く取り組み、区民意識調査の「地域における日常生活での困りごと」において、「空き缶・たばこ等のポイ捨て」の割合が、条例制定時の13.5%から、2017年度（平成29年度）調査では約8%となり、徐々に改善が図られてきました。

2018年（平成30年）に実施した環境に関する区民意識・実態調査では、「街の清掃などの環境美化、花づくり活動など、行政や地域の団体が行う環境に関する取り組みへの参加」では、これからやりたい」が47.3%と高くなっています。

【区民】

まちの環境美化活動に積極的に参加することにより、さらに多くの区民や多様な団体による参加の輪を広げ、世田谷の生活環境を守り、快適なまちづくりを進めていきます。

【事業者・団体】

まちの環境美化活動に積極的に参加することにより、さらに多くの区民や多様な団体による参加の輪を広げ、世田谷の生活環境を守り、快適なまちづくりを進めていきます。

【区】

まちでの環境美化活動に関する情報発信や、誰もが気軽に参加できる仕組みを検討し、区民・事業者等との協定を含めた協働による、快適なまちづくりに取り組んでいきます。また、区民、団体の自主的なごみ拾い活動に対し、清掃活動を示す共通のベスト、清掃用具やごみ袋の提供、集めたごみ（分別されたもの）の収集運搬などによる支援を進めていきます。



多摩川クリーン作戦の様子

毎年5月、玉川公園管理事務所の呼びかけで集まった区民の皆さんが多摩川河川敷のごみ拾い活動を行っています。



経堂地区の環境美化清掃活動の様子

区内各地区では町会・自治会、事業者、学生ボランティア、区のまちづくりセンターなどが協力して、駅周辺や道路のごみ拾いや環境美化キャンペーンなどを行っています。



千歳船橋商店街振興組合による クリーンプロジェクトの様子

各地域の商店街では、まちの一斉清掃活動を行っています。

第6章 計画の推進体制及び進行管理

6-1 : 計画の推進体制

(1) 区民・事業者・区の連携・協働

本計画を着実に推進し、実効性を確保していくため、区は、ルールづくりや事業の実施にとどまらず、区民・事業者への環境情報等の提供や、地域での取組みに対する積極的な支援に努めます。

また、関連する区内の産業団体、大学、NPO等をはじめとする各団体間の交流のため、ネットワークづくりに取り組み、連携・協働に向けた気運を高めることで、区内における環境保全活動の輪を波及させていきます。

区は、環境の状況や区民等の取組みの成果をモニタリングします。

(2) 環境審議会

学識経験者をはじめとする有識者や、区民、事業者で構成する「世田谷区環境審議会」において、計画に基づく各種施策の状況等を報告し、意見や提案を将来の施策に反映させていきます。

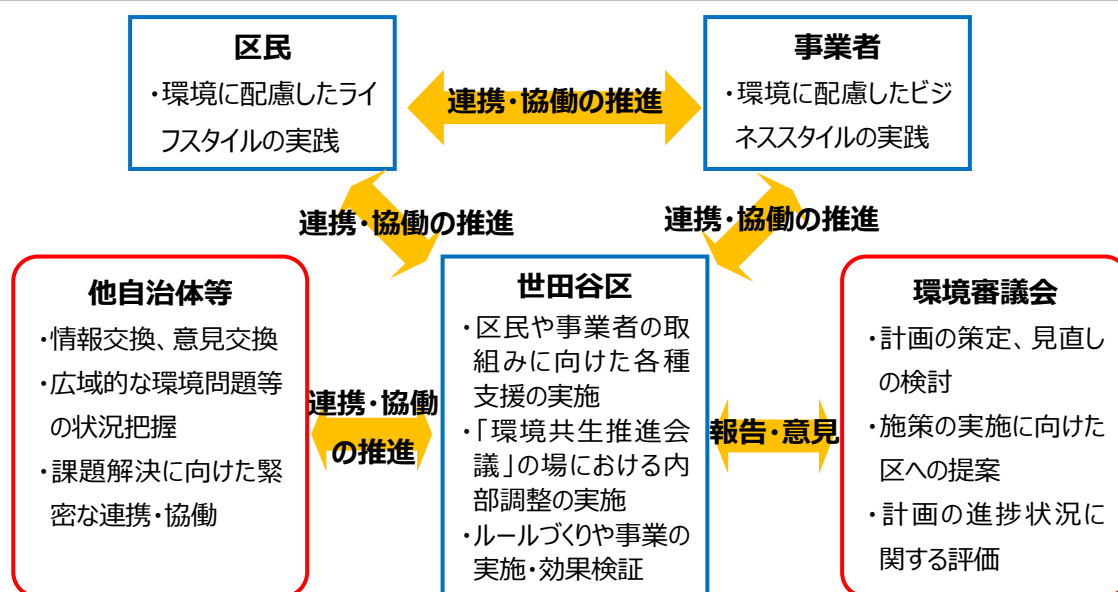
(3) 庁内の推進体制

区長、副区長等をはじめ、区の全部長で構成する「環境共生推進会議」の場において、区の内部で調整を図りながら、施策やそれに基づく各種事業について、必要に応じて区の実施計画を作成し、これに反映していきます。また、関係各部が協力し、庁内連携を強めながら、マッチングにより、効率的で効果的な取組みの推進に努めます。

(4) 他自治体等との連携

再生可能エネルギーの普及拡大に向けた自治体相互の情報交換と意見交換を行う「自然エネルギー活用による自治体間ネットワーク会議」を引き続き開催し、エネルギーを通じた自治体間の連携を推進します。

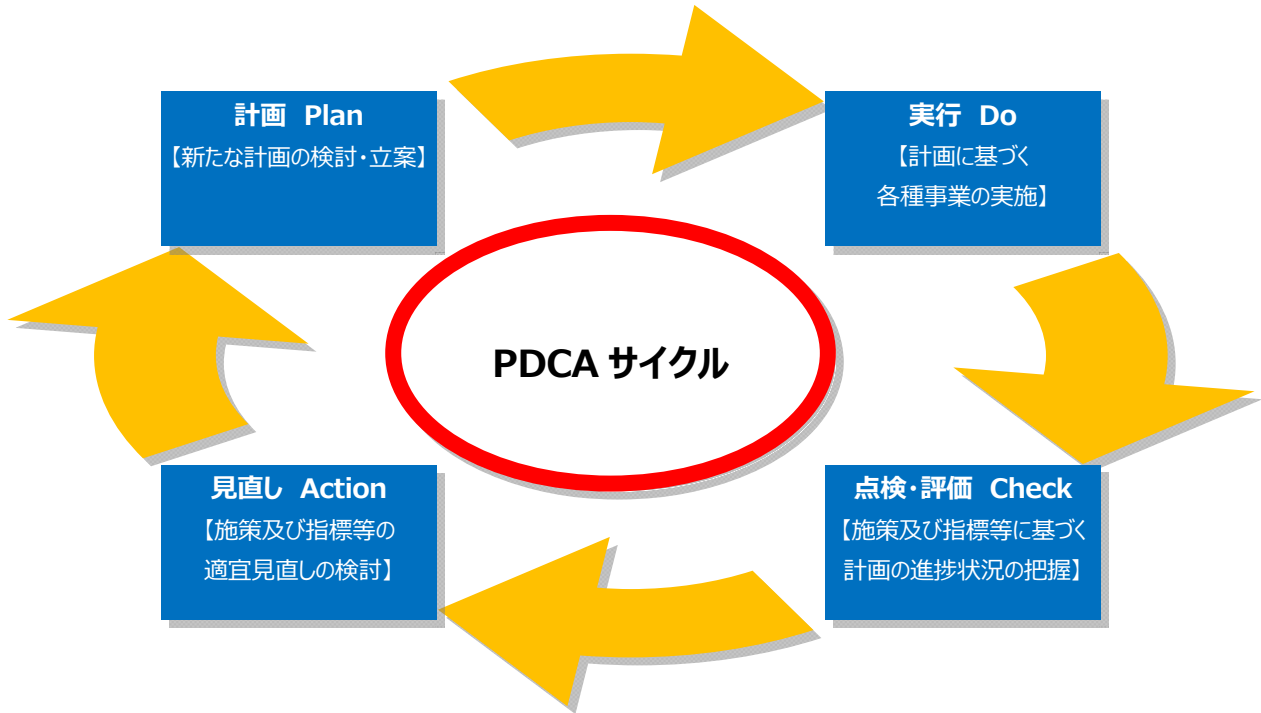
また、大気汚染などの、地域が複雑に絡み合う広域的な環境問題の状況把握や課題解決のため、近隣自治体、国、東京都等の各関係機関との連携・協力を強化します。



図：計画の推進体制

6-2 : 計画の進行管理

区民、事業者、区は、「計画（Plan）」「実行（Do）」「点検・評価（Check）」「見直し（Action）」の「PDCA サイクル」に基づき、世田谷区がめざす環境像の実現に向けた5つの基本目標について、定期的に進捗状況に関する点検・評価を実施し、計画内容の変更や、新たな施策の提案等により、計画の継続的な改善を図ります。



図：PDCAサイクル

(1) 区民・事業者による取組みの進捗管理

区民・事業者による取組みの進捗管理においては、区民・事業者が自主的に取組み状況を点検し、今後の取組みに反映していくことが重要です。

区はリーディングプロジェクトをはじめ、みどりの資源調査や環境に関する区民意識・実態調査の定期的な実施等により環境目標の達成状況を自ら把握していくとともに、広く発信し、波及させていきます。また、環境像の指標でもある区全体のエネルギー使用量や各環境指標の達成状況について公表することで、区民・事業者の取組みを促進していきます。

(2) 区による計画の周知・取組みの進捗管理

① 周知

区は計画を策定し、概要版の活用により広く周知し、区民・事業者の環境行動指針の実践を推進するとともに、区民・事業者等の取組みを積極的に支援していきます。

② 進捗管理

計画の進捗管理においては、区が実施する施策の効果が見える化し、評価を行うことが重要です。本計画では、基本目標の方針ごとに環境・取組みの指標を設定していますが、これ以外にも定期的にポイ捨てされた吸い殻の数、路上喫煙率調査、省エネポイントアクションのモニタリング、大気汚染の監視、河川に関する調査、地下水汚染対策調査、放射線量調査を実施することで施策の効果を適切に把握し、課題を分析することで評価を行います。

評価結果については、予算の執行状況等とあわせて環境審議会の場において報告するとともに、必要に応じて次年度以降の事業の見直しを行っていきます。

なお、計画の進捗状況については、環境審議会での意見を踏まえたうえで、ホームページ等を通じ、結果を広く公表します。

③ 計画の見直し

計画の見直しを実施する際には、各指標の数値の状況をはじめ、区民の意見を得るとともに、国や東京都の環境施策の動向や社会的環境の変化を踏まえて行います。

【環境・取組みの指標一覧】（後期計画）

基本目標1【自然】 みどりの豊かな潤いのあるまちをつくります

項目	現状（2018年度 （平成30年度）末）	2024年度（令和6年度） の目標値
保存樹木指定本数	1,867本	1,905本（2021年度）
農地面積 ^{（注1）}	85.89ha	80.69ha ^{（注2）}
農業公園の認知率	15.30%	33%（2021年度）
農家戸数・農業従事者数	318戸・708人	305戸・680人 ^{（注2）}
認定農業者・認証農業者 ^{（注3）} 数（経営体数）	認定農業者51経営体・ 認証農業者33経営体	認定農業者54経営体・ 認証農業者37経営体
農業体験参加区民数【単年度実績】	約37,000人	38,400人
農業イベント参加者数【単年度実績】	約8,000人	9,200人
生産緑地面積	86.08ha	79.75ha ^{（注2）}
公共施設における緑のカーテン実施施設数	（学校）42校 （その他）64箇所	（学校） 希望校を中心に実施 （その他）64箇所
市民緑地面積	16,878.6㎡	18,078.6㎡ （2021年度）
公園整備面積（新設、拡張）	174.56ha	179.24ha（2021年度）
緑道再生	795m	1,726m （2017～2021年度）
新たに整備、拡張した区立都市公園等の面積（4年間の累計）	3,020㎡	43,550㎡ （2018～2021年度）
緑化助成によるシンボルツリーの植栽本数	688本	1,030本（2021年度）
緑化助成件数	1,459件	1,668件（2021年度）
雨水タンク助成件数	531件	711件

注1：農地面積については、経営農地面積10a以上の農家を対象に集計している。

注2：農地面積、農家戸数・農業事業者数、生産緑地面積については、減少を抑制する目標。

注3：自ら農業経営に向けた目標を持ち、意欲的に取り組む農業者で、今後の区内の農業の牽引役となる農業者。

基本目標2【エネルギー】 脱炭素社会に役立つエネルギーの利用拡大と創出をめざします

項目	現状（2018年度 （平成30年度）末）	2024年度（令和6年度） の目標値
太陽光発電設備 ^{（注1）} の普及	7,204件	8,955件
環境配慮制度に基づく評価算定書の星の数 ^{（注2）} 【単年度実績】	平均1.8個	平均2.0個
公共施設の太陽光発電導入数	51件	60件（2019年度予定）
自然エネルギーの学習会等への参加者数	1,675人	5,000人
他自治体との連携による再生可能エネルギーの利用推進	3自治体	5自治体
公共施設への再生可能エネルギー電力の導入率 ^{（注3）}	11.1%	20.0% （2022年度）

注1：2018年度（平成30年度）末現在の固定価格買取制度における太陽光発電設備の導入状況（出典：経済産業省 資源エネルギー庁「固定価格買取制度 情報公表用ウェブサイト」）。

注2：環境配慮制度に基づく評価算定書では、「自然エネルギーの有効利用」「省エネルギー対策」「みどりの保全・創出」「災害対策」の4項目において、最小1個（適合水準配慮）から最大3個（優良な配慮）により評価している。

注3：区全施設の電力使用量に対する再生可能エネルギーの比率。

基本目標3【ライフスタイル】 環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します

項目	現状（2018年度 （平成30年度）末）	2024年度（令和6年度） の目標値
区内の二酸化炭素排出量 ^{（注1）} 【単年度実績】	2,671千 t-CO ₂ （2016年度）	2,537千 t-CO ₂
省エネポイントアクションの参加世帯数・結果報告世帯数【単年度実績】	参加登録 1,077世帯・団体 報告 860世帯・団体 【内訳】 ・2ヵ月コース 参加登録 399世帯・団体 報告 336世帯・団体 ・3ヵ月コース 参加登録 678世帯・団体 報告 524世帯・団体	参加登録 1,500世帯・団体 報告 1,350世帯・団体
省エネポイントアクション3ヵ月コース参加1世帯当たりのエネルギー消費量 ^{（注1）} 【単年度実績】	13.63GJ/世帯	11.78GJ/世帯
エネルギーセミナー・総合相談の実施回数・参加人数【単年度実績】	4回 292人	6回 480人

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

環境イベント等の参加人数【単年度実績】	3,120人	3,700人
SNS等を含む区から発信する環境情報の更新回数【単年度実績】	15回	30回
自転車通行空間 ^(注2) 整備延長距離	19.6km	72.5km
次世代自動車の普及率 ^(注3)	15%	25%
学校エコライフ活動実施校数【単年度実績】	区立小・中学校全校	区立小・中学校全校
新築住宅に占める省エネルギー住宅の割合 ^(注4) 【単年度実績】	22.1%	30%
環境配慮型住宅リノベーション推進事業補助金の助成件数	617件	1,517件
家庭用燃料電池の導入件数	5,809件	10,539件
環境配慮制度に基づく評価算定書の星の数 ^(注5) (再掲)【単年度実績】	平均1.8個	平均2.0個
区役所全体のエネルギーの削減(平成21年度比)【単年度実績】	6.9%削減	16.4%以上削減(2021年度)
区の新庁舎における二酸化炭素排出量(単位面積当たり)	76.6kg/m ² (2016年度)	41.1kg/m ² ^(注6) (2027年度新庁舎完成)
区民1人1日当たりのごみ排出量【単年度実績】	530g/人・日	482g/人・日
事業系リサイクルシステム ^(注7) 参加事業者数【単年度実績】	882件	1,000件

注1：「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」における2030年度(令和12年度)の目標値を基に算出。

注2：自転車専用通行帯や自転車走行帯(ブルーゾーン)。

注3：区内のハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド、電気自動車、燃料電池自動車の保有台数から算出。

注4：広義にはZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)も省エネルギー住宅に含まれるが、本指標では長期優良住宅及び低炭素建築物の認定申請等件数から割合を算出している。

注5：環境配慮制度に基づく評価算定書では、「自然エネルギーの有効利用」「省エネルギー対策」「みどりの保全・創出」「災害対策」の4項目において、最小1個(適合水準配慮)から最大3個(優良な配慮)により評価している。

注6：実施設計時の予測値。

注7：世田谷区リサイクル協同組合が、区と協力し、区内の事業所の事業活動から排出される資源(新聞・雑誌・ダンボール・オフィス古紙・びん・かん)を直接回収する事業で、区内全域で実施されている。

基本目標4【地域環境】 地球温暖化に対応し安心して暮らせる地域社会をつくります

項目	現状(2018年度(平成30年度)末)	2024年度(令和6年度)の目標値
環境配慮制度に基づく評価算定書の星の数 ^(注1) (再掲)【単年度実績】	平均1.8個	平均2.0個
LED等高効率照明改修施設	126施設	166施設(2021年度)
街路灯LED化	13,391灯	25,350灯
ESCO事業導入済施設件数	5件	6件(2021年度)
区の新庁舎における二酸化炭素排出量(単位面積当たり)(再掲)	76.6kg/m ² (2016年度)	41.1kg/m ² ^(注2) (2027年度新庁舎完成)

区役所全体のエネルギーの削減 （平成21年度比）（再掲）【単年度実績】	6.9%削減	16.4%以上削減 （2021年度）
区民対象の省エネ診断実施の働きかけ件数 【単年度実績】	349件	490件
自転車通行空間 ^{（注3）} 整備延長距離（再掲）	19.6km	72.5km
地区幹線道路完成総延長（東京都施工分含む） （整備率：完成延長／計画延長91.5km）	33.0km（36.1%）	35.8km（39.1%）
開かずの踏切解消 （京王線沿線まちづくりの推進）	京王線連続立体交差事業に伴い区が実施する側道の整備110m	開かずの踏切解消 （2022年度）
流域対策による雨水流出抑制量	428,972m ³	571,000m ³
雨水タンク助成件数（再掲）	531件	711件
エコ舗装（遮熱性舗装）	57,829m ²	74,000m ²
農地面積 ^{（注4）} （再掲）	85.89ha	80.69ha ^{（注5）}
農業公園の認知率（再掲）	15.30%	33%（2021年度）
農家戸数・農業従事者数（再掲）	318戸・708人	305戸・680人 ^{（注5）}
認定農業者・認証農業者 ^{（注6）} 数（経営体数） （再掲）	認定農業者51経営体・ 認証農業者33経営体	認定農業者54経営体・ 認証農業者37経営体
農業体験参加区民数（再掲）【単年度実績】	約37,000人	38,400人
農業イベント参加者数（再掲）【単年度実績】	約8,000人	9,200人
生産緑地面積（再掲）	86.08ha	79.75ha ^{（注5）}

注1：環境配慮制度に基づく評価算定書では、「自然エネルギーの有効利用」「省エネルギー対策」「みどりの保全・創出」「災害対策」の4項目において、最小1個（適合水準配慮）から最大3個（優良な配慮）により評価している。

注2：実施設計時の予測値。

注3：自転車専用通行帯や自転車走行帯（ブルーゾーン）。

注4：農地面積については、経営農地面積10a以上の農家を対象に集計している。

注5：農地面積、農家戸数・農業事業者数、生産緑地面積については、減少を抑制する目標。

注6：自ら農業経営に向けた目標を持ち、意欲的に取り組む農業者で、今後の区内の農業の牽引役となる農業者。

基本目標5【生活環境】 快適で暮らしやすい生活環境を確保します

項目	現状（2018年度 （平成30年度）末）	2024年度（令和6年度） の目標値
二酸化窒素の環境基準の達成率	100%	100% ^{（注）}
浮遊粒子状物質の環境基準の達成率	100%	100% ^{（注）}
河川BODの環境基準の達成率	100%	100% ^{（注）}
雨水タンク助成件数（再掲）	531件	711件
歩きたばこ・路上喫煙防止キャンペーン回数【単年度実績】	202回	220回
区内のたばこマナーに関する満足度	37.60%	65%
路上喫煙率【単年度実績】	0.30%	0.10%
指定喫煙場所の数	25箇所	55箇所

注：二酸化窒素の環境基準の達成率、浮遊粒子状物質の環境基準の達成率、河川BODの環境基準の達成率については、現状の環境水準を維持する目標。

【計画の進行管理に関する環境のモニタリングについて】

計画の進行管理について、以下の7点において定期的なモニタリングを実施する。

1. ポイ捨てされた吸い殻の数の推移モニタリング

- 調査目的：「みんなのまちのクリーン大作戦」を展開するとともに、ポイ捨てされた吸い殻の数の推移をモニタリングすることにより、取組みの効果を検証し、PDCAサイクルにより、次の活動につなげていく。
- 調査箇所：世田谷区内14箇所
- 調査内容：駅から概ね半径200m以内に落ちている吸い殻の本数を環境美化指導員が計測する。
- 実施回数：年4回

2. 路上喫煙率調査

- 調査目的：「世田谷区たばこルール」を2018年（平成30年）10月からスタートさせたが、その効果を検証するとともに、今後の周知啓発活動等に活かすため。
- 調査箇所：世田谷区内14箇所
- 調査方法：調査地点を通過する全ての人数と喫煙者を定点で計測する。
- 調査時間帯：①7時～8時②12時～13時③19時～20時
- 実施回数：年4回

3. 省エネポイントアクションのモニタリング

省エネポイントアクション参加者全体の電気・ガスの使用量の削減率を継続的に把握していく。

※同一の参加者が毎年度省エネポイントアクションに参加するとは限らず、参加者一人ひとりの使用量をモニタリングし、継続的に把握することは難しいため、参加者全体のデータを使用する。

※削減率を把握することにより、参加者一世帯・事業所当たりの平均エネルギー使用量や削減量の経年変化を調べることができ、これらのデータは、区内の家庭や事業所の省エネの進み具合を把握する基礎資料となる。

4. 大気汚染の監視

砧、玉川、北沢、烏山総合支所の4箇所の大気汚染常時測定室で、二酸化硫黄などの汚染物質を常時測定・監視していく。

5. 河川に関する調査

(1) 河川水質定期調査

年5回、6河川、16地点で水質調査を実施していく。

(2) 水生生物調査

世田谷区内の5河川6地点で魚類、底生動物、付着藻類の調査を実施していく。

6. 地下水汚染対策調査

世田谷区内3地点の井戸水で汚染調査を毎年実施していく。

7. 放射線量調査

2011年（平成23年）から世田谷区内1箇所（若林公園）で継続し、空間放射線量調査を実施していく。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

資料編

資料1 世田谷区環境基本条例

世田谷区環境基本条例

平成6年9月21日

条例第35号

改正 平成7年11月15日条例第62号

平成11年12月10日条例第52号

平成12年10月2日条例第94号

平成15年6月24日条例第45号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全等に関する施策の推進
（第7条—第10条）

第3章 開発事業等に係る環境への配慮
（第11条—第15条）

第4章 環境の保全等に関する施策等（第
16条—第20条）

第5章 雑則（第21条）

附則

私たちのまち世田谷は、水と緑に恵まれた住宅都市として発展してきた。

このかけがえのない私たちのまち世田谷の環境を、より豊かに将来の世代に引き継いでいくことは、現在に生きる私たちの責務である。

しかし、私たちが享受してきた物質的に豊かで便利な生活は、一方で都市・生活型公害を発生させ、更に地球的規模での環境破壊をもたらしている。

今、私たちは、環境の恵みを認識するとともに、身近な環境を大切にすることが、ひいては、地球環境を守ることになることを理解し、環境への負荷の少ない都市づくり、暮らし、事業活動のあり方を考え、行動に移さなければならない。

そのためには、区、区民及び事業者は、それぞれの責務を果たし、協働して環境を守り育てていかなければならない。

ここに、「環境と共生する都市世田谷」を目指して、その基本となる考え方と進め方を示し、現在及び将来の区民の健康で文化的な生活を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創出（以下「保全等」という。）について、基本となる理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の区民の健康で文化的な生活を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境が、現在の世代の享受するものであるとともに将来の世代に引き継がれるべきものであることを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、環境への負荷の少ない、環境との調和のとれた社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組により行われなければならない。

3 環境の保全等は、すべての日常生活及び事業活動において行われなければならない。

（区の責務）

第4条 区は、環境の保全等を図るに当たっては、次に掲げる事項の確保を旨として、基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- (1) 公害の防止
- (2) 水、緑、生き物等からなる自然環境の保全等
- (3) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観の保全等及び歴史的文化的遺産の保全
- (5) 安全で暮らしやすい都市環境の整備
- (6) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量
- (7) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全
- (8) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷を低減すること等

2 区は、環境の保全等を図る上で区民及び事業者が果たす役割の重要性にかんがみ、環境の保全等に関する施策にこれらの者の意見を反映するよう必要な措置を講じなければならない。

(区民の責務)

第5条 区民は、環境の保全等について関心を持つとともに、環境の保全等に関する必要な知識を持つよう努めるものとする。

2 区民は、その日常生活において、環境への負荷の低減並びに公害の防止及び自然環境の適正な保全及び回復に努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、区民は、環境の保全及び回復に自ら努めるとともに、区と協働して環境の保全等に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全し、及び回復するため、その責任において必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な

措置を講ずるよう努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び回復に自ら努めるとともに、区と協働して環境の保全等に努めるものとする。

第2章 環境の保全等に関する施策の推進 (世田谷区環境基本計画)

第7条 区長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、世田谷区環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する目標
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する重要事項

3 区長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ世田谷区環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 区長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(世田谷区環境行動指針)

第8条 区長は、前条第2項第1号に掲げる環境の保全等に関する目標の実現のため、区、区民及び事業者が環境の保全等に関して配慮すべき事項を、世田谷区環境行動指針（以下「環境行動指針」という。）として策定しなければならない。

2 区長は、環境行動指針を策定するに当たっては、区民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 区長は、環境行動指針を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、環境行動指針の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての義務)

第9条 区は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画及び環境行動指針との整合を図るものとする。

2 区は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(世田谷区環境審議会)

第10条 区の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として世田谷区環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 次章に定める開発事業等に係る環境への配慮に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項

3 審議会は、学識経験者、区民その他必要があると認める者のうちから、区長が委嘱する委員16人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成7年条例62号、11年52号・12年94号・15年45号〕

第3章 開発事業等に係る環境への配慮

(開発事業者等に対する要請)

第11条 区長は、環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業で規則で定めるもの(以下「開発事業等」という。)については、当該開発事業等を実施しようとする者(以下「開発事業者等」という。)に対し、当該開発事業等を実施する際の環境へ配慮する事項につい

てあらかじめ協議するよう要請することができる。

2 区長は、前項の規定による協議終了後、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響及びそれに対する配慮の方策を示す書類を提出するよう要請するものとする。

3 区長は、前項の書類の提出があったときは、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響及びそれに対する配慮の方策について当該開発事業等に関係する区民等に対する周知を行い、これらの者の当該開発事業等についての意見を聴き、その内容等を報告するよう要請するものとする。

第12条 区長は、前条第3項の規定による報告があったときは、環境の保全等の見地から、開発事業者等に対し、当該開発事業等の実施に係る環境への配慮について要請することができる。

2 区長は、前項の規定による要請をするに当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

第13条 前2条に定めるもののほか、区長は、開発事業者等に対し、当該開発事業等に係る環境への配慮に関し必要と認める事項について要請することができる。

(勧告及び公表)

第14条 区長は、開発事業者等が前3条の規定による要請の全部又は一部を受け入れないときは、当該要請を受け入れるよう勧告することができる。

2 区長は、開発事業者等が前項の規定による勧告に従わない場合において、必要があると認めるときは、当該要請及び勧告についてこの者に意見を述べる機会を与える等の手続を経た上で、その旨及び勧告の内容を公表することができる。

(委任)

第15条 この章に定めるもののほか、開発

事業等に係る環境への配慮について必要な事項は、規則で定める。

第4章 環境の保全等に関する施策等 (施策の評価)

第16条 区は、環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、当該施策を定期的に評価するものとする。

2 区は、前項の規定による評価をするに当たっては、区民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 区は、第1項の規定による評価をしたときは、その結果を公表するものとする。

(調査及び研究の充実)

第17条 区は、環境の保全等に関する施策を科学的知見に基づき実施するために、環境の保全等に関する情報の収集及び分析並びに他の研究機関との交流及び連携を行うことにより、必要な調査及び研究の充実に努めるものとする。

(環境学習の推進)

第18条 区は、区民及び事業者が環境の保全等

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

資料2 「世田谷区環境基本計画」策定の経緯

(1) 環境審議会等における検討

①環境審議会委員名簿

役職等	氏名	所属
会長	◎小林 光	東京大学大学院 総合文化研究科 客員教授
副会長	◎阿部 伸太	東京農業大学 地域環境科学部 造園科学科 准教授
学識 経験者	佐藤 真久	東京都市大学 環境学部 環境マネジメント学科 教授
	◎鈴木 規安	一般財団法人 省エネルギーセンター 省エネ支援サービス本部 省エネ評価分析センター 評価分析業務部 マネージャー
	中西 修一	特定非営利活動法人 せたがや水辺デザインネットワーク 代表理事
	松行 美帆子	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院 准教授
	◎山口 温	関東学院大学 建築・環境学部 建築・環境学科 准教授
団体 推薦	飯島 祥夫	世田谷区商店街振興組合 理事
	田中 敏文	公益社団法人 世田谷工業振興協会 理事
	田中 真規子	いであ株式会社 執行役員
	宮崎 春代 ※1	世田谷区町会総連合会 副会長
	西崎 守 ※2	世田谷区町会総連合会 副会長
公募 区民	青柳 一規 ※3	公募区民委員
	鈴木 健文 ※3	公募区民委員
	鈴木 基之 ※3	公募区民委員
	岩屋 玉江 ※4	公募区民委員
	佐野 陽一 ※4	公募区民委員
	矢野 順子 ※4	公募区民委員

◎：環境基本計画検討部会委員

※1：任期は令和元年7月4日まで。

※2：任期は令和元年7月5日から。

※3：任期は平成30年12月31日まで。

※4：任期は平成31年1月1日から。

②検討の経過

時 期		会議名称・議題等
平成30年	8月	環境に関する区民意識・実態調査実施
	11月15日	第4回環境審議会 「環境基本計画の中間見直しのあり方について」諮問
	12月 6日	第1回環境基本計画検討部会 前期計画の進捗評価・課題把握、計画骨子たたき台検討
平成31年	1月24日	第1回環境審議会 前期計画の進捗評価・課題把握、計画骨子たたき台検討
	2月12日	第2回環境基本計画検討部会 計画（素案たたき台）の検討
	3月14日	第3回環境基本計画検討部会 計画（素案たたき台）の検討
	4月25日	第2回環境審議会 計画（素案たたき台）の検討
令和元年	6月 2日	シンポジウム・ワークショップ開催
	6月25日	第4回環境基本計画検討部会 計画（素案）検討
	7月25日	第3回環境審議会 計画（素案）検討
	9月15日	計画（素案）のパブリックコメント実施（～10月7日）
	9月20日	計画（素案）に関する区民説明会開催
	10月24日	第5回環境基本計画検討部会 計画（案）検討
	12月 2日	第4回環境審議会 計画（案）の検討
	12月11日	「環境基本計画の中間見直しのあり方について」 区長へ答申

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

(2) 環境基本計画の見直しに関するシンポジウム・ワークショップにおける検討

1) 概要

日時	2019年（令和元年）6月2日 午後1時30分～午後5時
場所	世田谷文化生活情報センター セミナールーム キャロットタワー5階
参加者数	34名

2) プログラム

①開会挨拶 世田谷区長 保坂 展人

②環境基本計画改定の概要説明

③第1部 基調講演・パネルディスカッション

■基調講演：「環境をよくする地域の力 なぜ協働リーディングプロジェクトを考えるのか？」

東京大学大学院 総合文化研究科 客員教授 小林 光 氏

■パネルディスカッション：テーマ「環境のために私たちにできること」

《コーディネーター》

東京大学大学院 総合文化研究科 客員教授 小林 光 氏

《パネリスト》

東京農業大学 地域環境科学部 造園科学科 准教授 阿部 伸太 氏

（一般財団法人）省エネルギーセンター 省エネ支援サービス本部 省エネ評価分析センター 評価分析業務部 マネージャー 鈴木 規安 氏

関東学院大学 建築・環境学部 建築・環境学科 准教授 山口 温 氏

④第2部 ワークショップ

■テーマ「区民・事業者・区の連携した取組みについて」

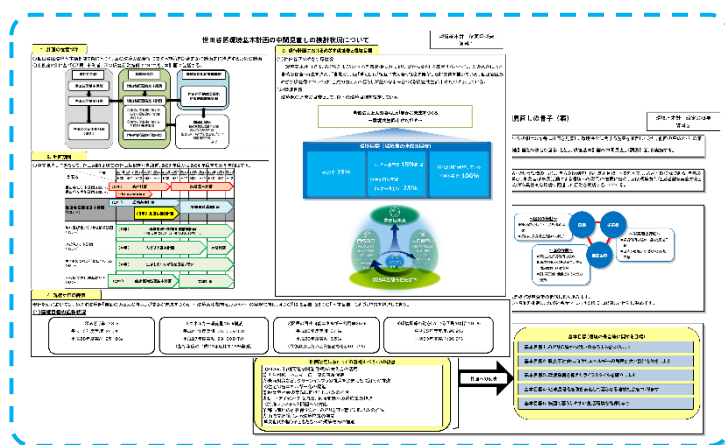
3) 内容

●環境基本計画改定の概要説明

世田谷区 環境政策部 環境計画課長 安藤 良徳

世田谷区環境基本計画の中間見直しの検討状況として、計画の位置付け、計画期間、現行計画のめざす環境像と環境目標、現行計画の評価について紹介しました。

さらに、中間見直しの骨子として、見直しの主旨、環境に配慮した取組みの方向性、区民、事業者、区の環境に配慮した行動の基本理念、改定に当たっての視点、区民・事業者・区の取組みの体系図についても紹介しました。



図：環境基本計画改定の概要

●基調講演：「環境をよくする地域の力 なぜ協働リーディングプロジェクトを考
えるのか？」

東京大学大学院 総合文化研究科 客員教授 小林 光 氏

長年、環境と経済や地球環境問題等について、環境行政の立場から取り組まれ、現在、世田谷区環境審議会の会長を務められている小林会長をお招きし、基調講演を行いました。

お話では、世田谷区環境基本計画の役割をはじめ、計画がなぜ必要なのか、計画で掲げられた取組みへの多様な主体の参加と協力が効果を高めること、さらに環境に関する協働の取組みについての事例等をお話いただきました。



基調講演の様子

●パネルディスカッション：テーマ「環境のために私たちにできること」

①みどりの先進事例紹介

東京農業大学 地域環境科学部 造園科学科 准教授 阿部 伸太 氏

都市におけるみどりを活用したまちづくりに関する取組みについて、他区における事例等を参考にしながらお話いただきました。

②事業者と連携した省エネの取組みに関する事例紹介

(一般財団法人)省エネルギーセンター 省エネ支援サービス本部 省エネ評価分析センター 評価分析業務部 マネージャー 鈴木 規安 氏

(一般財団法人)省エネルギーセンターが実施する無料省エネ診断に関する取組みを参考に、事業者と連携した各種省エネ対策などについてお話いただきました。

③環境のために私たちができることの事例紹介

関東学院大学 建築・環境学部 建築・環境学科 准教授 山口 温 氏

近年、全国的に問題となっている空き家に関する内容を中心に、高齢者と若者の同居による空き家の発生抑制に資する取組みをはじめ、大学と地域の連携による協働の取組みについてお話いただきました。



パネルディスカッションの様子

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

●ワークショップ：テーマ「区民・事業者・区の連携した取組みについて」

区民・事業者・区の連携した取組みについて、「みどり」「エネルギー・地球温暖化」「ごみ減量・環境美化」のテーマごとに、世田谷区的环境をより一層良くしていくため、それぞれが日頃から心がけて実施できることに関するアイデアを募りました。



ワークショップの様子

主なご意見

①【みどりについて】

- 都市計画の中での緑地の確保と緑化計画づくりが必要
- 屋敷林の管理をイベント化
- 落葉掃きリレーの普及
- 落葉の資源化、落葉を土の上に残す、落葉（道路等で）を集めると得をする
- 剪定枝や切られた木をごみ(焼却)にしない
- 小田急線沿線の農地の生産品を下北沢のマーケットで売る
- 農地のあとつぎ、マッチング

- カレプロジェクトにみんなが参加しやすい形（学校で参加）、子どもたちが農作物に触れる機会
- 街角緑化、商店街緑化→1坪でも、1㎡でも
- グリーンインフラ等の自然の力で地球温暖化防止、職員の意識・知識の徹底
- 河川沿い、緑道での雨水の流下を考慮した緑化（豪雨対策）
- アスファルト等、駐車場緑化を働きかける仕組みづくり（助成制度含む）

②【エネルギー・地球温暖化について】

- 世田谷区を自転車優先地域としてインフラを整備（乗り捨て自転車などの導入）
- 三軒茶屋再開発に冷暖房の共同化を
- 太陽光（自宅）設備に防災設備としての認定と助成（支援）
- 学校に太陽光発電等を設置
- 再生可能エネルギーの連携自治体の特産品をアピールする（川場村のリンゴなど）
- 蓄電池設置の補助等の支援
- 自家消費電力の見える化のための計測手段・アプリの提供と診断サービス

- リノベーション中古住宅のモデルハウス
- 大家さん向けの環境セミナー→優良事例の紹介（光熱費削減）
- 省エネポイントアクション優秀者表彰、川場ふるさと村1泊招待（木材チップ発電所見学）など
- 企業×大学×区×NPO が一体となった環境教育（一般、子ども）
- 地域の環境教育に大学生や区民が講師となる仕組みづくり

③【ごみ減量・環境美化について】

- 落葉・植木剪定枝の資源化、グリーンインフラに資するものとする
- 緑化推進と生ごみコンポスト化の連携
- 身近な場所に古布・油などの回収場所をつくる
- ごみ処理費用（家庭の可燃ごみ）の有料化
- 事業系ごみ処理費用を実態に即した値段にして、事業系ごみの減量を図る
- ごみは燃やさず、世田谷清掃工場の跡地は環境センターにする

- ごみの分別収集の徹底
- 環境教育の充実、ごみ処理場問題・プラスチックごみ問題の周知（子どもたちにも）
- マイボトル持参によるペットボトル削減
- マイバッグ持参によるレジ袋削減
- プラスチック類を造らない運動を広げて国や企業に訴える
- 容器リサイクル法の改正を更に訴える
- ごみ拾いキャンペーンの定例実施。特に河川や池周辺

(3) パブリックコメントにおける区民等からの意見聴取

●意見募集期間・意見数等

意見募集期間	2019年（令和元年）9月15日～10月7日
意見提出人数	60人（はがき52人、ホームページ5人、FAX2人、封書1人）
意見件数	100件

●意見の内訳

項目	件数
計画全般に関する意見	6件
基本目標1【自然】 みどりの豊かな潤いのあるまちをつくります	19件
基本目標2【エネルギー】 脱炭素社会に役立つエネルギーの利用拡大と創出をめざします	6件
基本目標3【ライフスタイル】 環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します	32件
基本目標4【地域社会】 地球温暖化に対応し安心して暮らせる地域社会をつくります	14件
基本目標5【生活環境】 快適で暮らしやすい生活環境を確保します	9件
その他の意見・要望	14件
合計	100件

●パブリックコメントによる主な修正点

番号	パブリックコメント意見	ページ	計画修正内容
1	除草剤のリスク等の周知に関する意見	62 106	環境行動指針及び区の施策に農薬の適正使用について追記
2	落ち葉に関する意見	66	区の施策及びコラムに落ち葉ひろいリレー等について追記
3	太陽光発電システム等の補助に関する意見	72	区の施策に蓄電池の導入促進について追記
4	レジ袋有料化など、使い捨てプラスチックに関する意見	81	区の施策及びコラムに世田谷プラスチック・スマートプロジェクト等について追記
5	電柱の地中化に関する意見	101	区の施策に無電柱化の推進について追記
6	道路の透水性舗装に関する意見	101	区の施策に透水性舗装の整備について追記

資料3 世田谷区環境に関する区民意識・実態調査（概要版）

世田谷区環境に関する区民意識・実態調査（概要版）は、平成30年8月に実施した「世田谷区環境に関する区民意識・実態調査」を要約したもので、広くその内容を知っていただくために作成しました。

この調査では、「区民の皆さんの環境に配慮した行動について」などの項目についてお聞きしました。調査については、世田谷区環境基本計画の改定の基礎資料として活用して参ります。

また、調査結果の詳細「世田谷区環境に関する区民意識・実態調査」は、世田谷区の区政情報センター、同コーナー、区立図書館、区のホームページなどでご覧いただけます。

（平成30年8月実施）

【調査項目】

- 1 区民の皆さんの環境に配慮した行動について
- 2 皆さんのエネルギー使用について
- 3 世田谷区が取り組んでいる環境施策について
- 4 世田谷区の環境に期待することについて
- 5 世田谷区からの案内や情報について
- 6 世田谷区の環境についての意見、要望

調査の概要

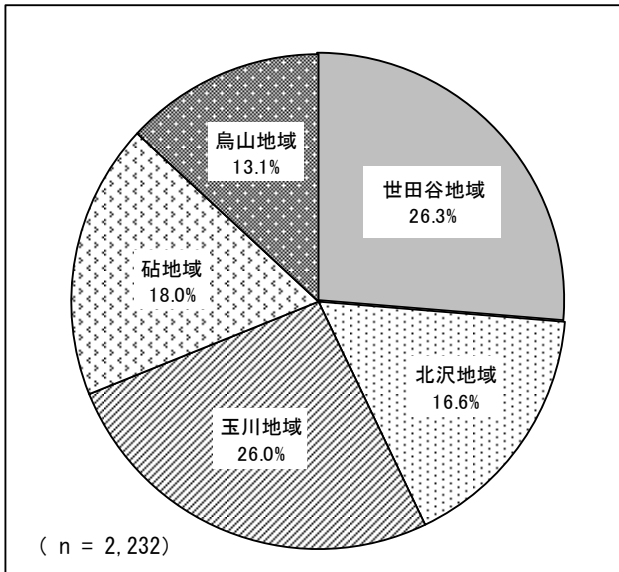
対象者	満18歳以上の世田谷区内在住者
対象数	4,000人
抽出方法	住民基本台帳に基づく 無作為抽出法
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	平成30年8月13日 ～8月27日
有効回収数	2,232人
有効回収率	55.8%

グラフの見方

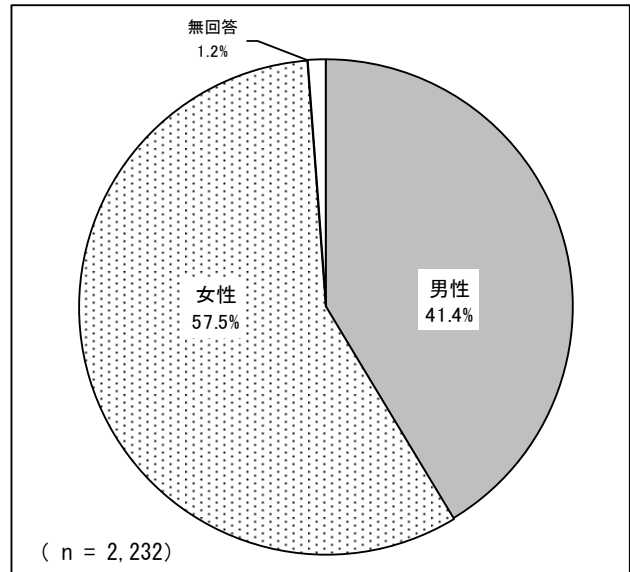
- 1 （複数回答）、（5つまで）と記述されたものの以外は、選択肢を1つだけ選ぶ設問です。
- 2 小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならないものがあります。
- 3 複数回答の設問については、合計が100.0を超えることがあります。
- 4 グラフ中のnは、各設問の回答者数を表します。

①回答者の属性

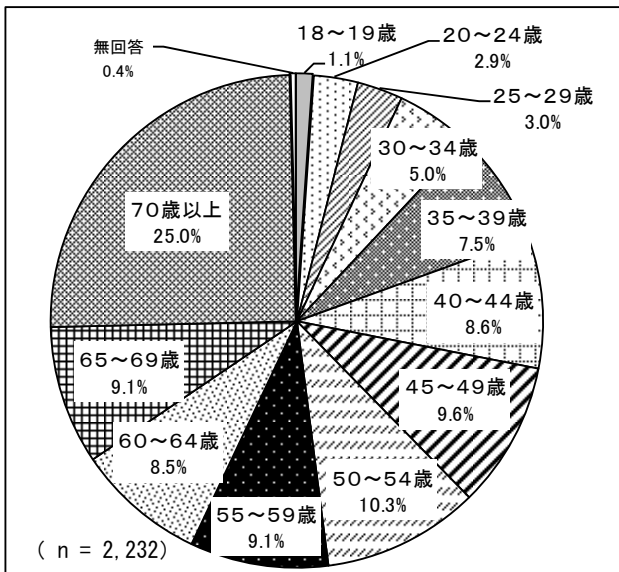
(1) 居住地域



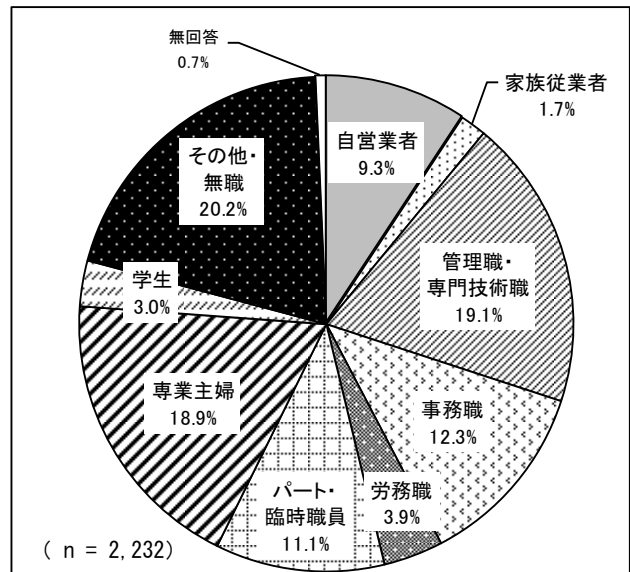
(2) 性別



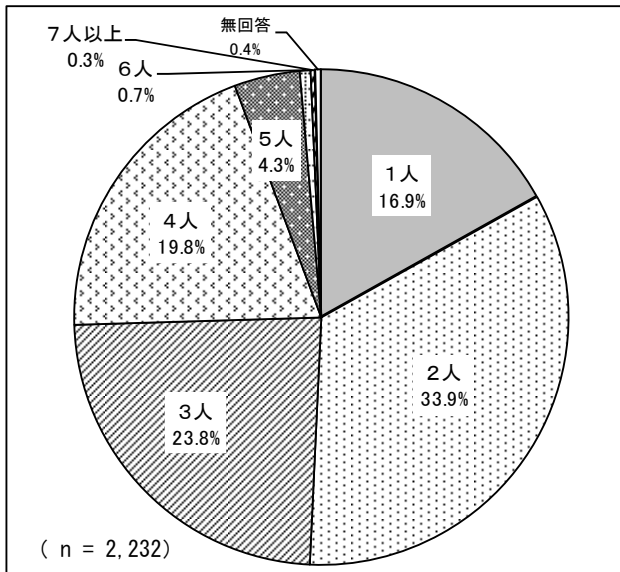
(3) 年齢



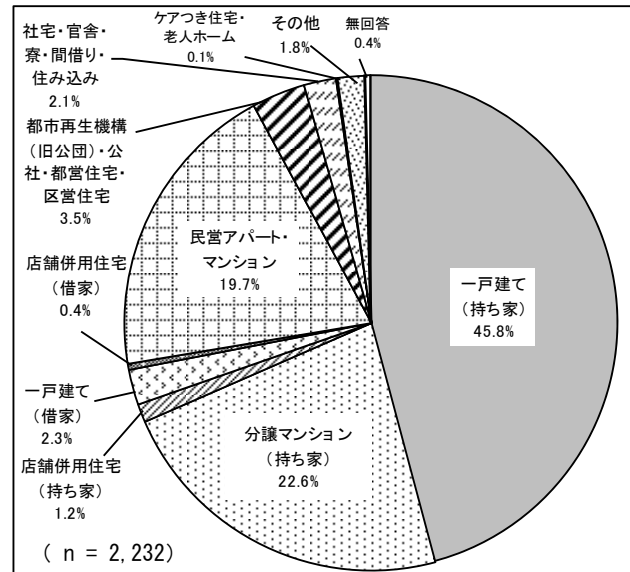
(4) 職業



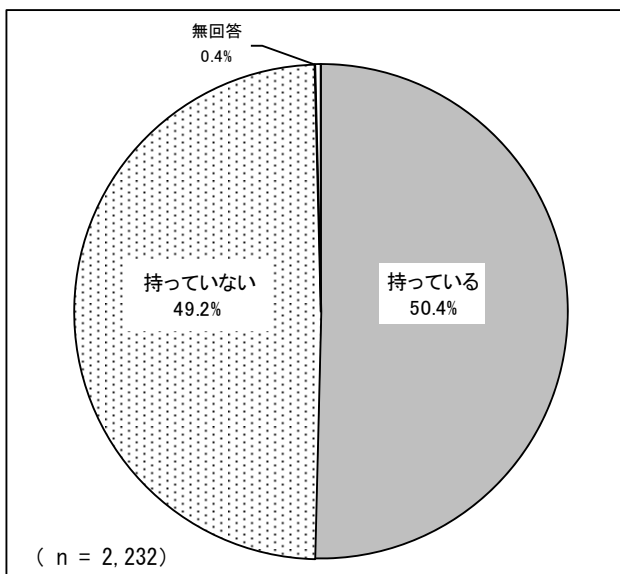
(5) 世帯人数



(6) 住居形態



(7) 世帯内の自家用車の有無



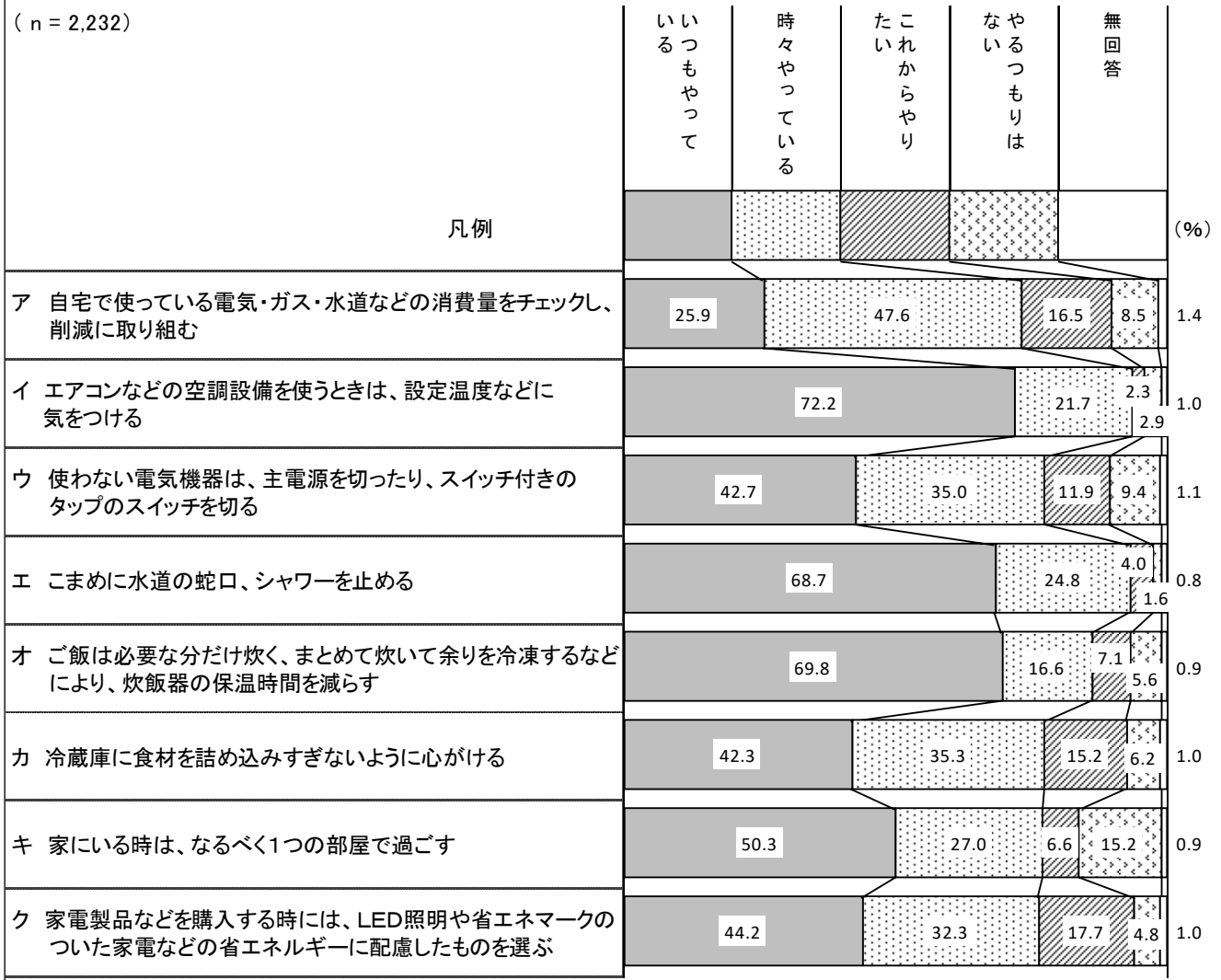
② 区民の皆さんの環境に配慮した行動について

(1) 省エネルギー行動について

8項目の省エネルギー行動について、「いつもやっている」は、『イ エアコンなどの空調設備を使うときは、設定温度などに気をつける』において72.2%と最も高くなっています。

次いで『エ こまめに水道の蛇口、シャワーを止める』(68.7%)、『オ ご飯は必要な分だけ炊く、まとめて炊いて余りを冷凍するなどにより、炊飯器の保温時間を減らす』(69.8%)、『キ 家にいる時はなるべく1つの部屋で過ごす』(50.3%)の3項目で5割以上となっています。

『ア 自宅で使っている電気・ガス・水道などの消費量をチェックし、削減に取り組む』において、「いつもやっている」と「時々やっている」の合計は平成25年度の調査では73.7%、今回の調査では73.5%とほぼ横ばいでしたが、「これからやりたい」は平成25年度の調査では4.1%、今回の調査では16.5%と増加しています。



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

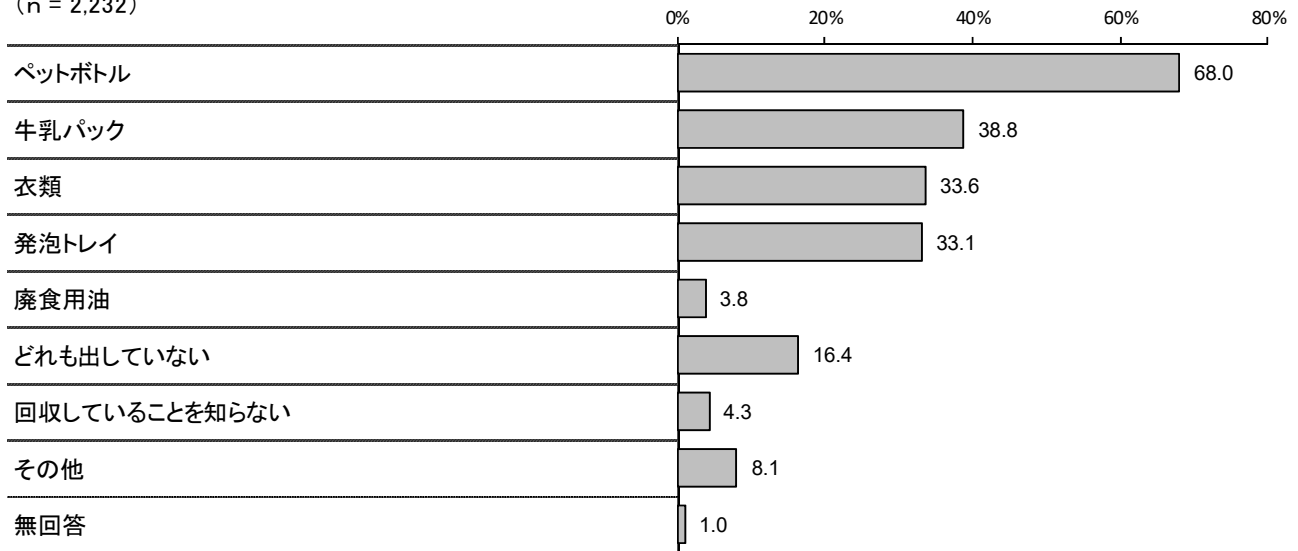
(2) 資源回収に出している資源（複数回答）

資源回収に出している資源は、「ペットボトル」が 68.0%と最も高く、次いで「牛乳パック」（38.8%）、衣類（33.6%）、発砲トレイ（33.1%）となっています。

「回収していることを知らない」は 4.3%、「どれも出していない」が 16.4%となっています。

「衣類」については平成 25 年度の調査では 24.1%でしたが、今回の調査では 33.6%となり、増加しています。

(n = 2,232)

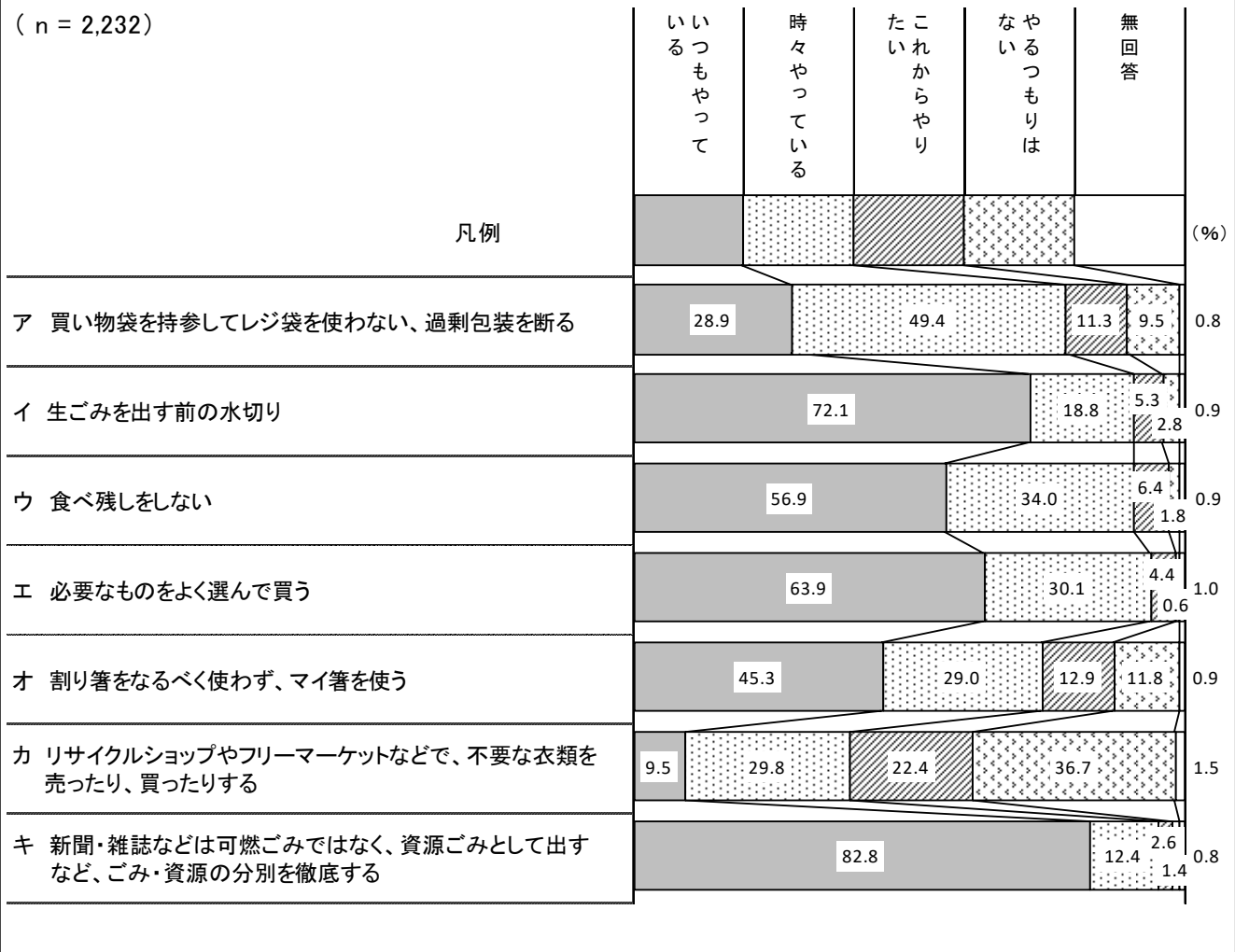


(3) ごみの削減・リサイクルの行動について

7項目のごみの削減・リサイクル行動について、「いつもやっている」は、『キ 新聞・雑誌などは可燃ごみではなく、資源ごみとして出すなど、ごみ・資源の分別を徹底する』において82.8%と最も高くなっています。

次いで『イ 生ごみを出す前の水切り』(72.1%)、『エ 必要なものをよく選んで買う』(63.9%)、『ウ 食べ残しをしない』(56.9%)の3項目で5割以上となっています。

(n = 2,232)



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

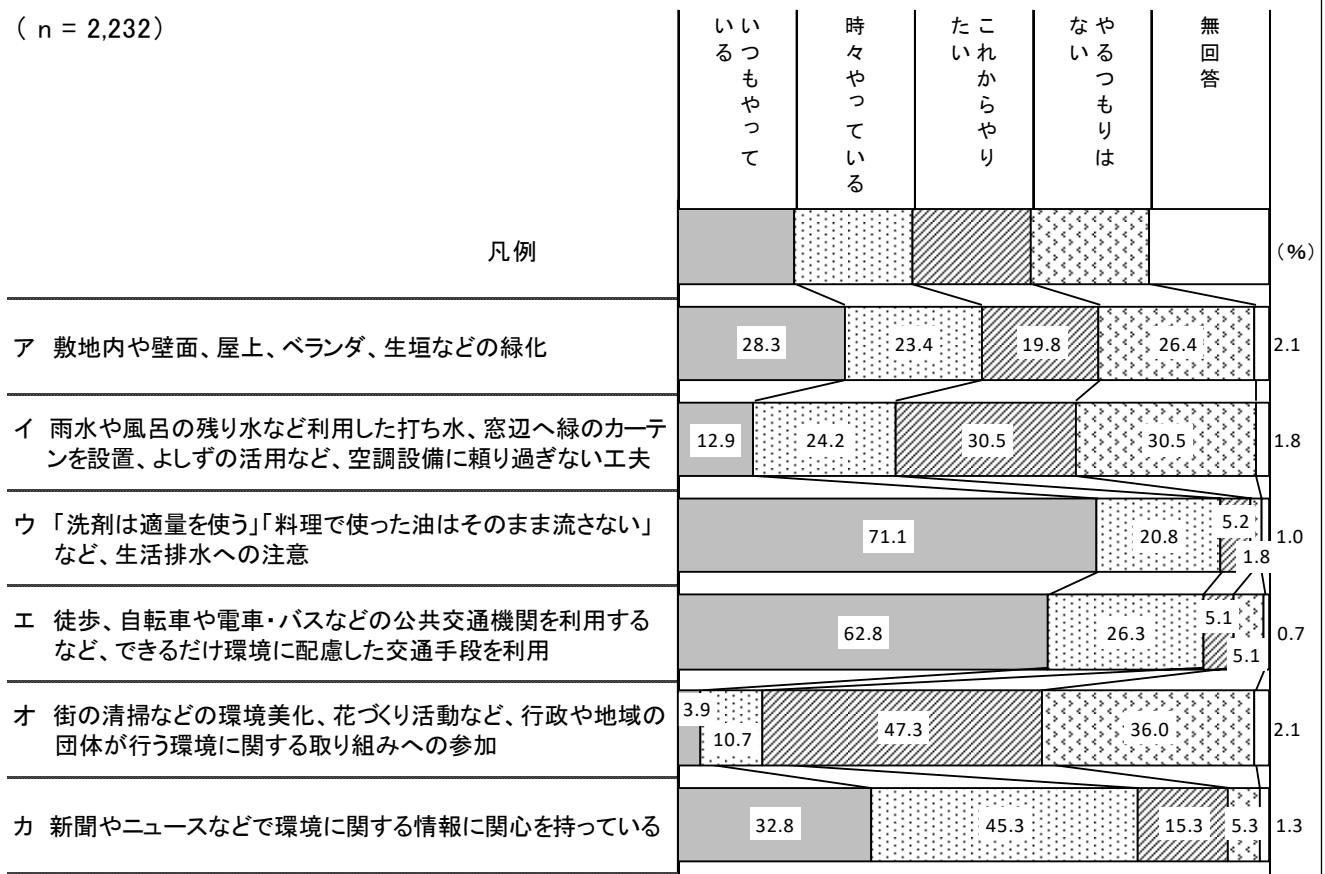
(4) 環境に対するその他の取り組みについて

6項目の環境に対する取り組みについて、「いつもやっている」は、『ウ 「洗剤は適量を使う」「料理で使った油はそのまま流さない」など、生活排水への注意』において71.1%と最も高くなっています。

次いで『エ 徒歩、自転車や電車・バスなどの公共交通機関を利用するなど、できるだけ環境に配慮した交通手段を利用』(62.8%)の項目が5割以上となっています。

「これからやりたい」取り組みとして、『オ 街の清掃などの環境美化、花づくり活動など、行政や地域の団体が行う環境に関する取り組みへの参加』が、47.3%と最も高くなっています。

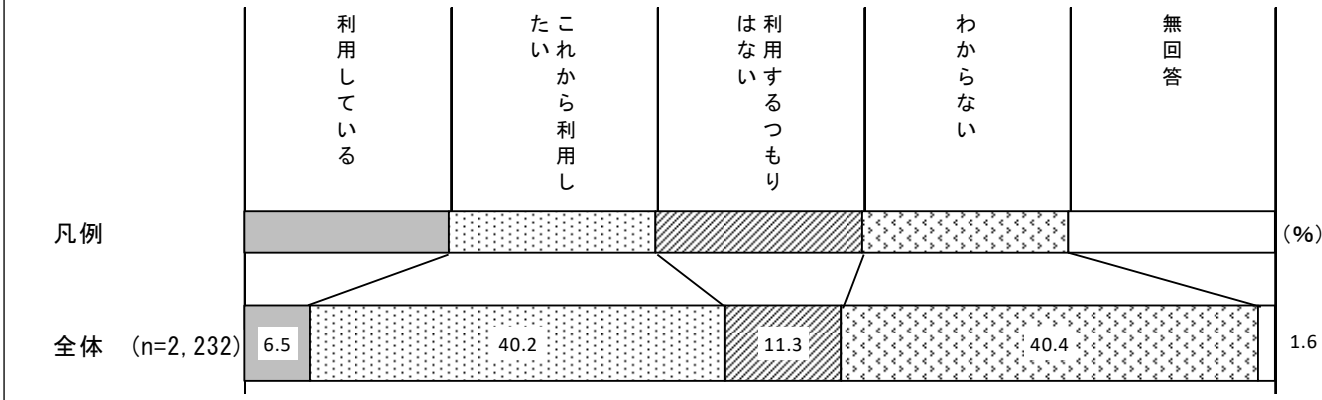
(n = 2,232)



(5) 再生可能エネルギー（自然エネルギー）の利用

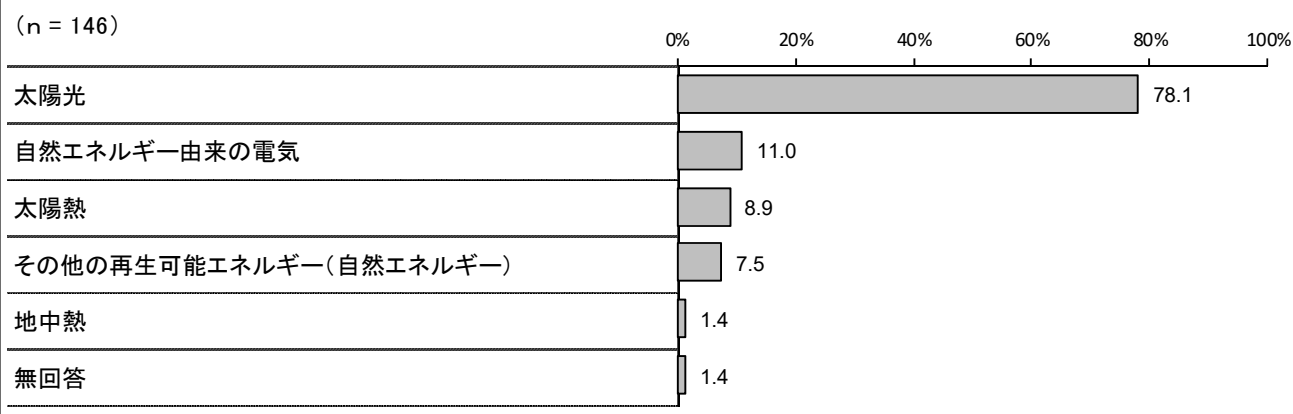
平成 25 年度の調査では、再生可能エネルギーの生活への取り入れを「やっている」は 3.4%、「これからやりたい」が 8.7%でした。

今回の調査では、再生可能エネルギー（自然エネルギー）を「利用している」は 6.5%、「これから利用したい」が 40.2%となっています。



(6) 利用している再生可能エネルギー（自然エネルギー）の種類（複数回答）

(5) で再生可能エネルギー（自然エネルギー）を「利用している」と回答した方が、利用している再生可能エネルギー（自然エネルギー）の種類は、「太陽光」が 78.1%と最も高く、次いで、「自然エネルギー由来の電気」(11.0%)、「太陽熱」(8.9%)となっています。

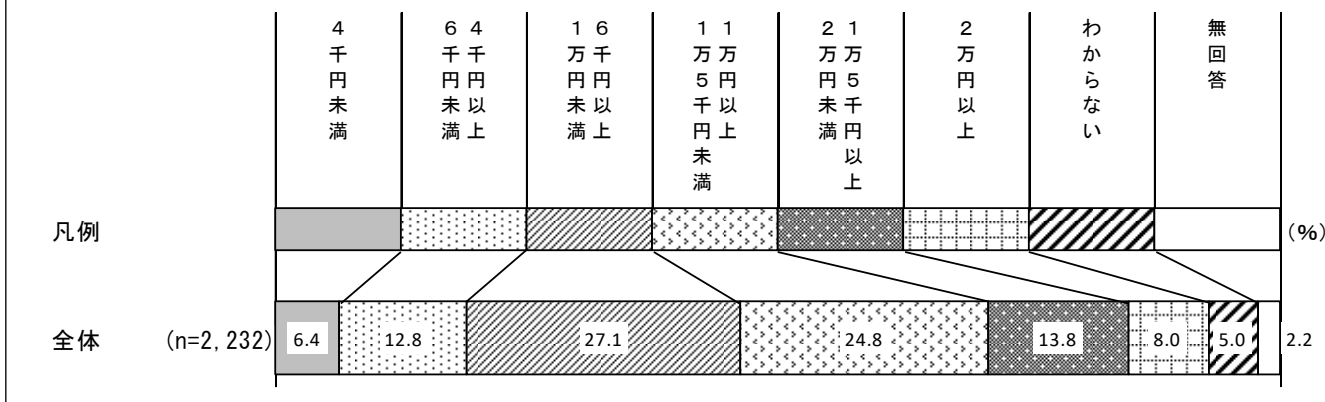


- 第 1 章
- 第 2 章
- 第 3 章
- 第 4 章
- 第 5 章
- 第 6 章
- 資料編

③ 皆さんのエネルギー使用について

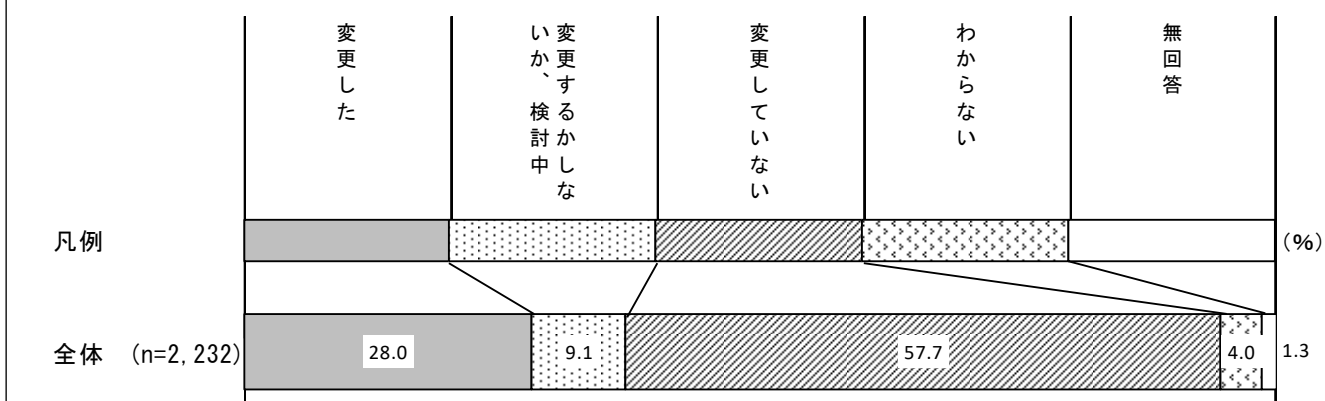
(1) 7月の電気の使用状況

7月の電気の使用状況は、「6千円以上1万円未満」が27.1%と最も高く、次いで「1万円以上1万5千円未満」が24.8%となっています。



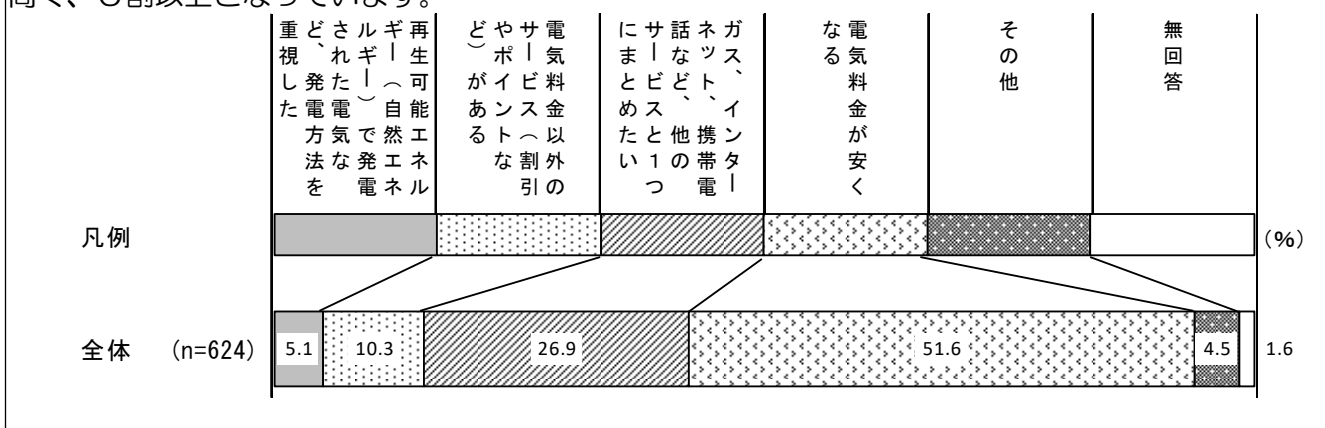
(2) 電気の購入先の変更

電力の小売自由化により、電気の購入先を「変更した」は28.0%となっています。一方、「変更していない」が57.7%と5割以上となっています。



(3) 電気の購入先を変更した理由

(2)で電気の購入先を「変更した」と回答した理由は「電気料金が安くなる」が51.6%で最も高く、5割以上となっています。



④ 世田谷区が取り組んでいる環境施策について

区が取り組んでいる 19 の環境施策について、「区はよく取り組んでいると思う」と「どちらかと言えば、取り組んでいると思う」を合わせた《取り組んでいる》の割合は、『(17) ごみの分別回収』が 67.5% で最も高く、5 割以上となっている。次いで、『(6) 公共施設の緑化や公園などの整備』(49.1%)、『(4) 区民主体の資源回収活動の啓発や支援』(34.5%) となっている。

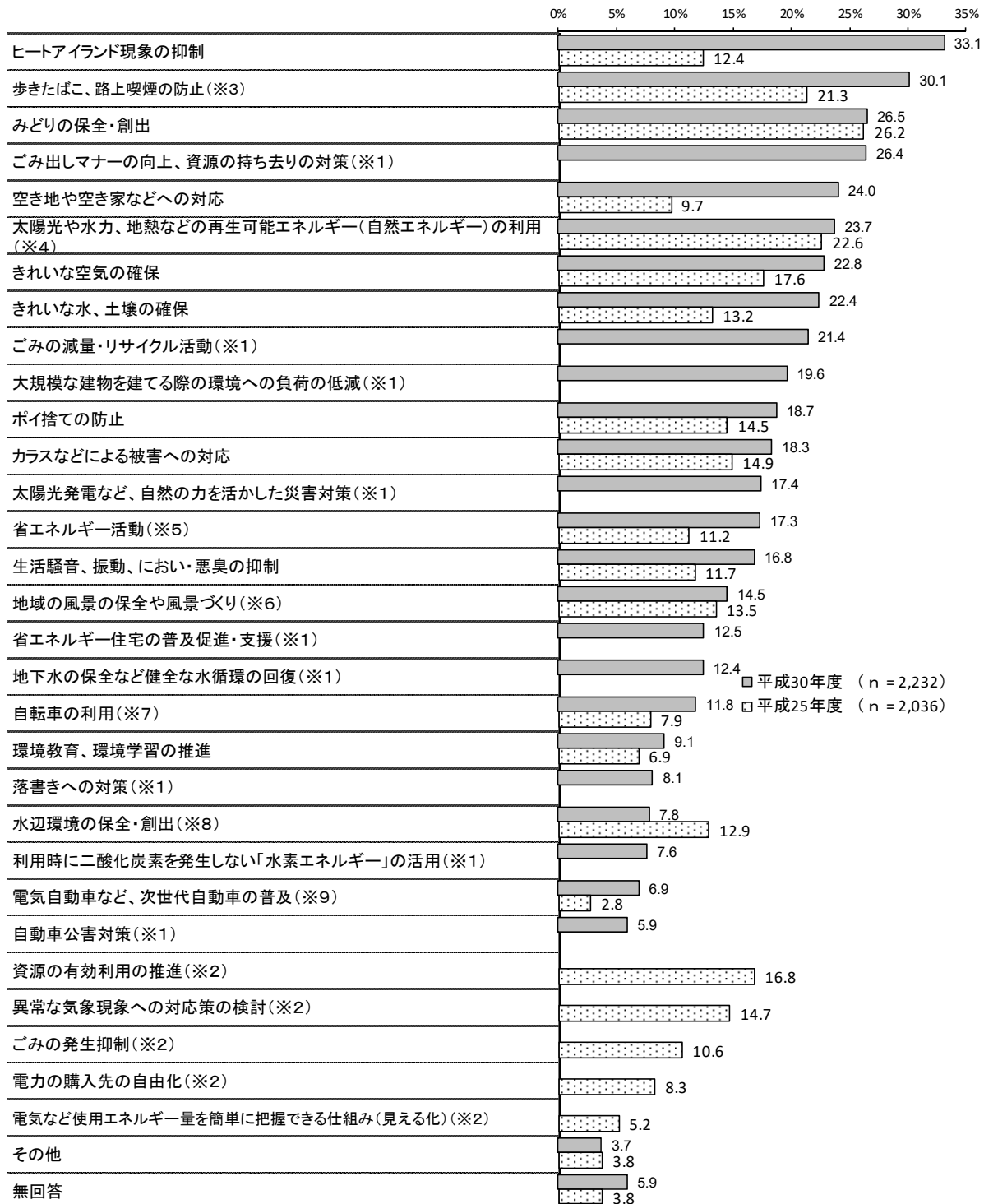
(n = 2,232)

凡例	区ではよく取り組んでいると思う						どちらかと言えば、取り組んでいると思う		普通		どちらかと言えば、取り組んでいないと思う		不十分だと思われる		わからない		無回答	
	3.3	12.5	28.6	4.7	7.8	39.7	2.7	9.8	25.4	7.0	9.5	41.7	8.8	19.7	32.5	5.4	6.1	24.2
(1) 省エネルギーに関する周知活動や支援	3.3	12.5	28.6	4.7	7.8	39.7	2.7	9.8	25.4	7.0	9.5	41.7	8.8	19.7	32.5	5.4	6.1	24.2
(2) 太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用に関する啓発や支援	2.7	9.8	25.4	7.0	9.5	41.7	8.8	19.7	32.5	5.4	6.1	24.2	10.8	23.7	30.4	5.0	5.2	21.8
(3) ごみ減量行動の啓発や支援	10.8	23.7	30.4	5.0	5.2	21.8	8.0	17.7	27.1	5.2	5.7	32.3	16.7	32.4	25.9	4.3	4.7	13.0
(4) 区民主体の資源回収活動の啓発や支援	8.0	17.7	27.1	5.2	5.7	32.3	9.6	21.1	30.8	3.5	3.9	27.7	9.6	21.1	30.8	3.5	3.9	27.7
(5) 樹林地などの貴重な自然環境の保全	16.7	32.4	25.9	4.3	4.7	13.0	4.2	14.5	27.7	5.6	5.9	38.3	6.5	19.4	27.2	6.2	6.2	30.7
(6) 公共施設の緑化や公園などの整備	9.6	21.1	30.8	3.5	3.9	27.7	4.2	14.5	27.7	5.6	5.9	38.3	6.5	19.4	27.2	6.2	6.2	30.7
(7) 河川・水辺の保全	9.6	21.1	30.8	3.5	3.9	27.7	4.2	14.5	27.7	5.6	5.9	38.3	6.5	19.4	27.2	6.2	6.2	30.7
(8) 雨水浸透ますや雨水タンクの設置、生垣造成やシンボルツリー植栽など緑化への啓発や支援	4.2	14.5	27.7	5.6	5.9	38.3	4.8	12.6	25.8	5.8	6.7	40.7	4.8	12.6	25.8	5.8	6.7	40.7
(9) 区民・事業者と連携した、地域の風景の保全や風景づくり	4.8	12.6	25.8	5.8	6.7	40.7	2.0	8.6	24.6	10.1	10.4	40.6	2.0	8.6	24.6	10.1	10.4	40.6
(10) 大規模な建物を建てる際、環境への負荷の低減を建築主へ要請	2.0	8.6	24.6	10.1	10.4	40.6	3.6	12.6	31.9	9.0	11.2	27.5	3.6	12.6	31.9	9.0	11.2	27.5
(11) 遮熱性舗装など、ヒートアイランド現象の抑制	3.6	12.6	31.9	9.0	11.2	27.5	6.7	18.5	26.9	9.8	18.4	16.7	6.7	18.5	26.9	9.8	18.4	16.7
(12) 公共交通機関や自転車利用の促進に関する啓発や支援	6.7	18.5	26.9	9.8	18.4	16.7	7.3	17.9	25.5	10.4	20.5	15.2	7.3	17.9	25.5	10.4	20.5	15.2
(13) たばこの吸い殻などのポイ捨て防止の啓発	7.3	17.9	25.5	10.4	20.5	15.2	5.4	12.2	24.0	3.3	3.8	48.0	5.4	12.2	24.0	3.3	3.8	48.0
(14) 歩きたばこや路上喫煙防止の啓発	5.4	12.2	24.0	3.3	3.8	48.0	3.2	10.3	29.2	5.2	6.2	42.7	3.2	10.3	29.2	5.2	6.2	42.7
(15) 学校における環境教育の実施	3.2	10.3	29.2	5.2	6.2	42.7	3.8	10.8	24.5	5.4	5.4	47.8	3.8	10.8	24.5	5.4	5.4	47.8
(16) 環境に関するイベントの開催	3.8	10.8	24.5	5.4	5.4	47.8	6.6	13.3	26.6	7.6	15.5	27.7	6.6	13.3	26.6	7.6	15.5	27.7
(17) ごみの分別回収	6.6	13.3	26.6	7.6	15.5	27.7	38.3	29.2	23.7	1.3	3.0	1.8	38.3	29.2	23.7	1.3	3.0	1.8
(18) 区の施設での太陽光パネル、再生可能エネルギー（自然エネルギー）活用など省エネの取組み	38.3	29.2	23.7	1.3	3.0	1.8	3.0	10.8	24.5	5.4	5.4	47.8	3.0	10.8	24.5	5.4	5.4	47.8
(19) たばこルールなど、地域の環境に関するルールづくり	3.0	10.8	24.5	5.4	5.4	47.8	6.6	13.3	26.6	7.6	15.5	27.7	6.6	13.3	26.6	7.6	15.5	27.7

⑤ 世田谷区の環境に期待することについて

区の環境に関する施策について、充実させていく必要があるもの5つを選んでもらった。「ヒートアイランド現象の抑制」が33.1%と最も高く、次いで「歩きたばこ、路上喫煙の防止」(30.1%)、「みどりの保全・創出」(26.5%)、「ごみ出しマナーの向上、資源の持ち去りの対策」(26.4%)となっています。

※平成25年度調査では選択は3つまでとなっています。



※1 平成30年度のみある選択肢

※3 平成25年度は「歩きたばこの防止」

※5 平成25年度は「省エネルギーの促進」

※7 平成25年度は「自転車の利用促進」

※9 平成25年度は「電気自動車などの普及」

※2 平成25年度のみある選択肢

※4 平成25年度は「自然エネルギーなどの再生可能エネルギーの利用推進」

※6 平成25年度は「快適な都市空間、風景の創出」

※8 平成25年度は「河川の水質改善など良好な水循環と水辺環境の保全・創出」

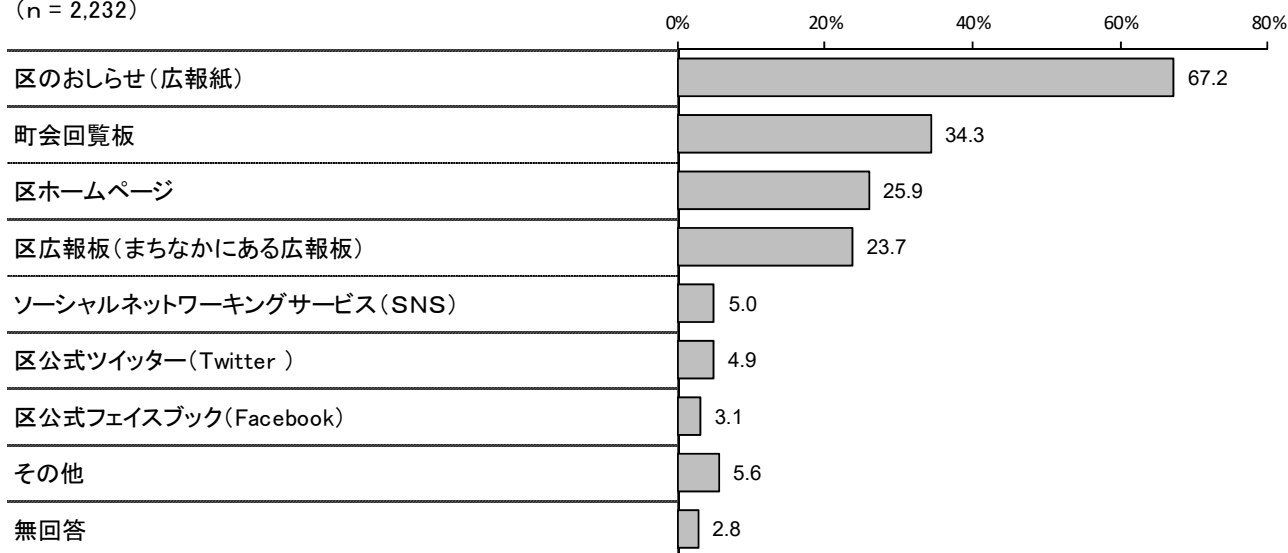
⑥ 世田谷区からの案内や情報について

(1) 世田谷区からの案内や情報を入手できる媒体（複数回答）

世田谷区からの案内や情報を入手できる媒体は、「区のおしらせ(広報紙)」が67.2%と最も高く、次いで、「町会回覧板」(34.3%)、「区ホームページ」(25.9%)、「区広報板(まちなかにある広報板)」(23.7%)となっています。

年代別にみると、10歳代～30歳代ではソーシャルネットワーキングサービス(SNS)や区公式ツイッター(Twitter)が高くなっています。

(n = 2,232)



		n	区のおしらせ (広報紙)	町会回覧板	区ホームページ	区広報板(まちなか にある広報板)	ソーシャルネット (SNS)	区公式ツイッター (Twitter)	区公式フェイスブック (Facebook)	その他	無回答
全 体		2,232	67.2	34.3	25.9	23.7	5.0	4.9	3.1	5.6	2.8
年 齢 別	10歳代	25	44.0	16.0	36.0	28.0	16.0	32.0	8.0	4.0	4.0
	20歳代	130	44.6	18.5	25.4	23.1	17.7	16.2	5.4	3.1	5.4
	30歳代	279	39.8	16.1	36.6	27.2	12.2	10.8	9.0	9.3	2.5
	40歳代	405	59.5	24.4	38.3	22.2	5.7	7.7	3.5	6.4	2.5
	50歳代	433	69.5	31.6	33.5	18.7	3.5	3.7	2.8	5.3	2.5
	60歳代	392	77.6	41.6	19.9	24.2	2.0	0.5	2.0	4.8	1.3
	70歳以上	559	83.9	52.2	9.7	26.8	0.5	0.2	0.2	4.3	3.6

資料4 「世田谷区環境基本計画」現行計画の評価と課題

環境基本計画では、世田谷区のめざす環境像について「自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる環境共生都市せたがや」としており、環境像の達成の目安として、環境目標を設けている。また、環境像の実現に向けて5つの基本目標を設定し、施策を推進している。

1 「世田谷区環境基本計画」環境目標の評価と課題

(1) みどり率 33%

区内におけるみどり率について、平成23年度は24.6%、平成28年度は25.18%と増加傾向にあるが、目標値である33%とは7.82%の開きがある。

	平成23年度	平成28年度	目標 (2032年)
みどり率	24.6%	25.18%	33%

(2) エネルギー消費量 15%削減

人口や世帯数の増加にも関わらず、エネルギー消費量は2002（平成14）年度から2015（平成27）年度までに約25%減少している。基準年度である平成22年度からみた場合、約16%の削減となっており、目標の15%削減を達成している。

	平成22年度 (基準年度)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	目標 (2024年)
エネルギー消費量 [単位：TJ]	31,879	31,879	31,432	29,902 ※平成22年度16%削減	15%削減

出典：「特別区の温室効果ガス排出量」（オール東京62市区町村共同事業）

※最新の実績は平成27年度

(3) 区民の再生可能エネルギー利用率 25%

再生可能エネルギー（自然エネルギー）の利用について、区民意識・実態調査の中で「利用している」と回答した割合は、前回平成25年度の3.4%から6.5%に増加しているが、目標の25%には相当の差がある。一方、「これから利用したい」は40.2%と、前回平成25年度の8.7%から大幅に増加しており、区民の再生可能エネルギー利用への関心の高さや、今後の再生可能エネルギー利用への切り替えの可能性が伺える。

	利用している	これから 利用したい	合計値
平成25年度 区民意識・実態調査	3.4%	8.7%	12.1%
平成30年度 区民意識・実態調査	6.5%	40.2%	46.7%

(4) 環境配慮行動をしている区民の割合 100%

省エネ行動、ごみ削減・リサイクル行動などの環境配慮行動をしている区民の割合は、高い数値を示しており、99.9%が該当する（区民意識・実態調査の回答者（回答率 55.8%）のうち、設問において、一つでも「いつもやっている」「時々やっている」などにチェックした区民の割合）。

この値は平成 25 年度に実施した区民意識・実態調査においても 99.9%と同程度であったが、平成 30 年度の調査においては以下のような傾向がみられた。

～区民意識・実態調査の結果、環境配慮行動で前回調査より向上しているもの～

・環境に関するその他の取組みについて

→「敷地内や壁面、屋上、ベランダ、生垣などの緑化」については、前回の調査結果と比べて「やっている」と回答している人の割合が 46.2%から 51.7%に増えた。区民の緑化への関心・意欲は高まっており、みどりの増加や温暖化対策の一層の推進が期待できる。

・資源回収に出している資源

→「衣類」については、資源回収に出している人の割合が 24.1%から 33.6%に増えた。区民の資源の再利用への関心・意欲は高まっており、環境負荷を抑えたライフスタイルの確立が進んでいると考えられる。

～区民意識・実態調査の結果、環境配慮行動で前回調査より低下しているもの～

→「雨水や風呂の残り水などを利用した打ち水、窓辺への緑のカーテンを設置、よしずの活用など、空調設備に頼りすぎない工夫」については、前回の調査結果と比べて「やっている」と回答している人の割合が 42.8%から 37.1%に減った。猛暑の影響により区民の空調設備の利用が増加したと考えられる。

【参考】平成 30 年度に実施した「環境に関する区民意識・実態調査」の概要

調査目的 : 世田谷区環境基本計画の改定の基礎資料として活用するため

調査期間 : 平成 30 年 8 月 13 日～8 月 27 日

調査対象 : 満 18 歳以上の区民 男女個人 4,000 名（無作為抽出）

調査方法 : 郵送により調査用紙を送付・回収

有効回収数 : 2,232（有効回収率 : 55.8%）

2. 基本目標の評価と方向性

基本目標 1：みどりとみずの豊かな潤いのあるまちをつくります

1 みどりの状況と課題

区内におけるみどり率は、平成 28 年度は 25.18%で平成 23 年度の 24.6%より上昇している。樹木の生長、植栽等や公園の新設等における緑地の整備による樹木面積の増加、緑化地域制度やみどりの計画書制度などに基づく緑化指導等の効果が現れつつあると考えられる。

一方、農地面積は徐々に減少しており、農業経営者の高齢化が進み、農業の担い手不足への対応が必要になっている。

- 樹木が生長することで、樹冠面積が拡大し、樹木面積が増えたと考えられる。
- 植栽等で整備された樹木、公園の新設等における緑地の整備などにより、樹木面積が増加したと考えられる。
- 緑化地域制度やみどりの計画書制度など、緑化指導の効果が現れつつあると考えられる。
- 農地面積は徐々に減少しており、農業経営者の高齢化が進み、農業の担い手不足への対応が必要になっている。

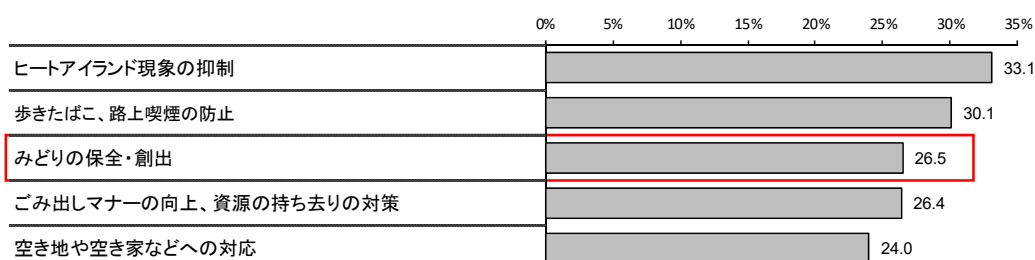
2 環境指標

項目	策定当時 実績 2014 年度 (平成 26 年度)	前期計画における 目標値 2019 年度 (令和元年度)	実績 2017 年度末 (平成 29 年度)
樹林地の保全	312,568 m ²	315,968 m ²	312,948 m ²
公園整備面積（新設、拡張）	153.04ha	156.25ha	155.52ha
地域風景資産の選定・風景づくり活動の支援	86 箇所	選定箇所増	実績なし (地域風景資産の課題を整理中)
緑道整備延長（改修）	20,305m	21,535m	21,380m
水辺の再生	72 か所	74 か所	73 か所

3 区民意識・実態調査

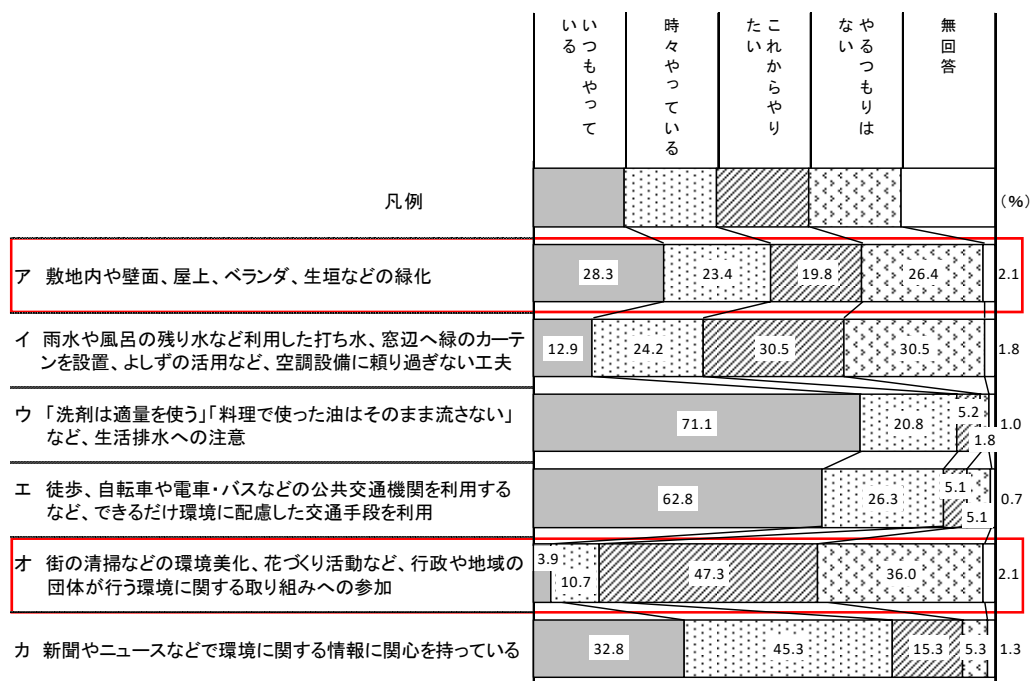
「世田谷区環境に関する区民意識・実態調査」（平成 30 年度実施）より、住民のみどりに対する関心は継続して高い。

図 1 世田谷区の環境に期待することについて（上位 5 つ）



- 区の環境に期待することについて、「みどりの保全・創出（26.5%）」が全体の 3 番目となっている。
- 他区の区民意識調査等においても世田谷区と同様、住民のみどりに対する関心は高い。

図2 環境に対するその他の取組みについて



- ・「街の清掃などの環境美化、花づくり活動など、行政や地域の団体が行う環境に関する取組みへの参加」では、「これからやりたい」が47.3%と高くなっている。
- ・環境に対するその他の取組みについて、「敷地内や壁面、屋上、ベランダ、生垣などの緑化」では、一戸建て（持ち家）における取組みが最も多い（いつもやっている：38.8%）。

4 今後の施策の方向性

上記より、区民・事業者等と連携・協働し、地域の実情に即した取組みを推進していく必要がある。

(1) 情報提供の継続（家庭や事業所等を含む地域単位での取組みの推進）

→ 区有施設等の実践例や具体的な効果及び補助制度等の紹介、各種イベントの開催など

(2) 生物生息空間の保全・回復とネットワーク化

→ 「生きものつながる世田谷プラン」の着実な推進（動植物観察会の開催による意識啓発、モニタリング、ガイドブック等の作成、人材育成、企業・NPO等の活動支援など）

→ 希少種の保護と外来生物対策

(3) 地域住民との協働による生物多様性に配慮した公園緑地の整備・維持管理

→ 在来種を用いた植栽と育成、剪定方法の工夫、落ち葉溜め造成、ビオトープ造成など

(4) グリーンインフラの視点を踏まえた水循環の回復と親水空間の確保

→ 雨水浸透施設の整備、透水性舗装拡大、ビオトープ造成など

(5) 農地を守るまちづくりの推進

→ 生産緑地制度の運用・指導、生産緑地の追加指定・再指定の推進、農地の創出支援、区独自の農地保全制度の検討など

基本目標 2：自然の恵みを活かしたエネルギーの利用拡大と創出をめざします

1 再生可能エネルギーの利用状況と課題

区は、公共施設への太陽光発電設備等の導入や公共施設の屋根貸しによる太陽光発電の促進など、エネルギーの地産地消の推進、再生可能エネルギー導入に取り組む他自治体等との連携による地方でつくられた再生可能エネルギーの導入などを積極的に進めてきた。

環境目標である区民の再生可能エネルギーの利用率については、前回平成 25 年度の 3.4% から 6.5% に増加しているが、目標の 25% には相当の差がある。一方、これから利用したい割合は 40.2% と平成 25 年度 8.7% から大幅に増加しており、区民の関心の高さや、切り替えの可能性が伺える。

- 平成 30 年 3 月末時点の区内における再生可能エネルギー設備の導入件数は、東京 23 区の中で最も高い（太陽光発電 6,855 件、バイオマス発電 2 件、計 6,857 件）。
- 川場村の木質バイオマス発電による電気を区民 40 世帯へ供給するとともに、購入者等を対象とした現地学習会の実施（平成 29 年度）。
- 長野県の水力発電による電気を区立保育園 42 園、児童館 3 施設へ供給（平成 30 年度時点）。
- 弘前市の太陽光発電による電気を区民 60 世帯へ供給するとともに、購入者等を対象とした現地学習会の実施（平成 30 年度）。
- 区施設における太陽光発電設備の設置（平成 29 年度末時点で累計 46 箇所）、太陽光発電のための公共施設屋根貸し事業（6 箇所）、みうら太陽光発電事業の実施。

2 環境指標

項目	策定当時 実績 2014 年度 (平成 26 年度)	前期計画における 目標値 2019 年度 (令和元年度)	実績 2017 年度末 (平成 29 年度)
太陽光発電設備の普及	5,300 件	8,300 件	6,855 件
公共施設の太陽光発電導入数	31 か所	46 か所	46 か所
自然エネルギーの学習会等への参加者数	500 人	2,500 人	1,393 人

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

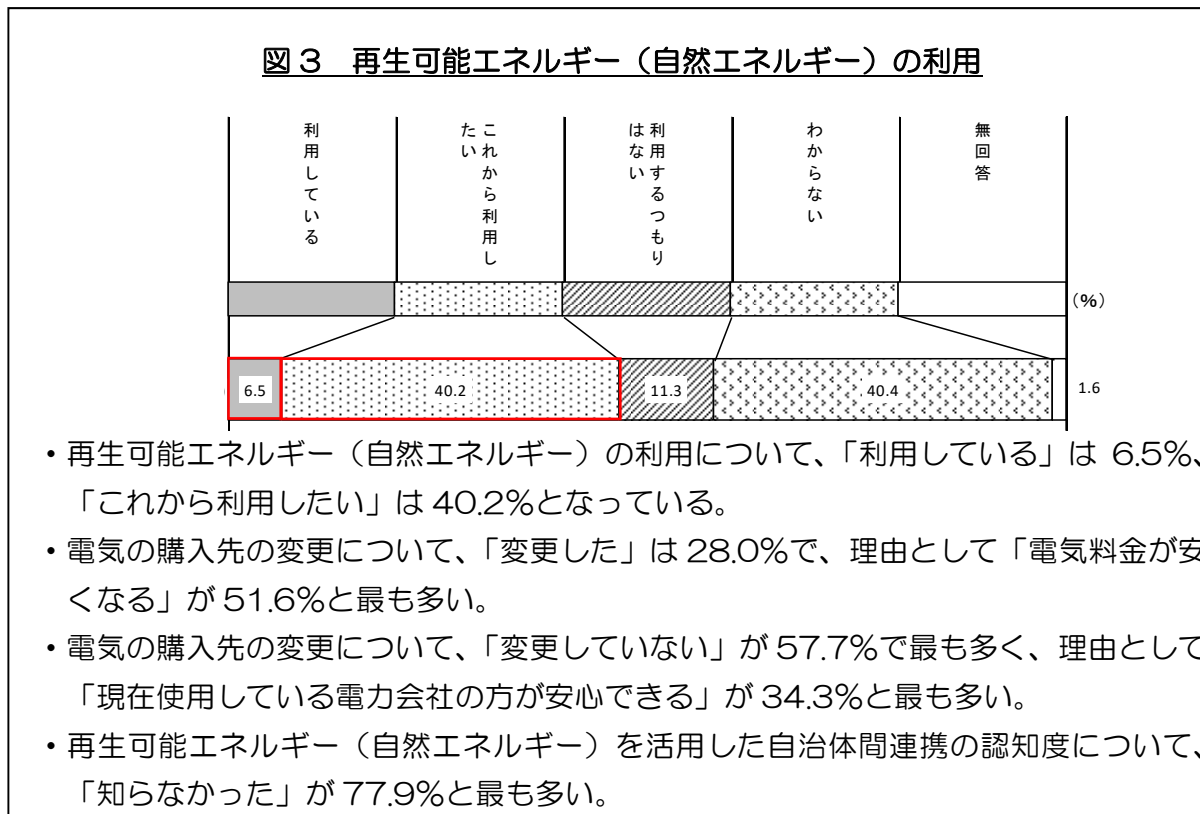
第 5 章

第 6 章

資料編

3 区民意識・実態調査

「世田谷区環境に関する区民意識・実態調査」（平成30年度実施）より、再生可能エネルギーの利用に対する前向きな意見が一定程度見受けられる。



4 今後の施策の方向性

上記より、自然の恵みを活かした再生可能エネルギーの活用や設備の導入などを引き続き推進していくとともに、区民に対する普及啓発活動に取り組んでいく必要がある。

- (1) 再生可能エネルギーの地産地消の推進
 - 再生可能エネルギーの普及拡大に向けた民間事業者と連携した啓発活動の推進、国や都と連携した再生可能エネルギー設備の導入支援策の充実についての検討など
- (2) 再生可能エネルギー活用に向けた普及啓発
 - 再生可能エネルギーを利用した電力購入の啓発（再生可能エネルギーの活用に関する事例紹介等）、世田谷区みうら太陽光発電所等の見学会、川場村や弘前市の発電施設の見学会など
- (3) 公共施設における再生可能エネルギー設備の導入
 - 再生可能エネルギーの導入推進による環境負荷の低減、自治体版 RE100 の推進に向けた取組みの検討など
- (4) 交流自治体等との連携による再生可能エネルギーの利用拡大
 - 「自然エネルギー活用による自治体間ネットワーク会議」の継続開催、他自治体との連携による再生可能エネルギーの利用拡大など

基本目標 3：環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します

1 環境負荷を抑えるための取組みの状況と課題

区は、「省エネポイントアクション」（電気・ガス使用削減の促進プログラム）や環境イベントの実施、学校における環境学習など、環境負荷を抑えたライフスタイルを確立するための取組みを推進してきた。

エネルギー消費量は減少傾向にあるが、エネルギーの減少分のほとんどが運輸部門によるものである。エネルギー消費量のうち、家庭部門が 48%、業務部門が 23%を占めており、家庭や事業所におけるエネルギー消費量の一層の削減が必要である。

- 区の人口や世帯数（平成 30 年 11 月 1 時点 人口総数：908,625 人、総世帯数：479,811 世帯）は増加しているが、エネルギー消費量は減少傾向であることから、省エネに関する各種取組み等が一定程度の効果を収めつつあると考えられる。
- 歩行者・自転車を主役とした交通の促進や環境負荷の低い交通手段の普及促進のため、駐輪場整備（平成 29 年度末時点累計 133 件）、コミュニティサイクルポートの整備（平成 29 年度末時点累計 5 箇所）などの取組みを実施。
- 学校エコライフ活動の推進による区立小中学校における環境に配慮した取組みの推進。
- ホームページによる事業者の環境配慮行動の促進、省エネ診断等の制度の周知を実施。

2 環境指標

項目	策定当時 実績 2014 年度 (平成 26 年度)	前期計画における 目標値 2019 年度 (令和元年度)	実績 2017 年度末 (平成 29 年度)
次世代自動車の普及率※1	6%	20%	令和元年度 調査予定
学校エコライフ活動実施校数	区立小中学校全校	区立小中学校全校	区立小中学校全校
学校エコライフ活動表彰校数	-	延べ 25 校程度	区立小中学校 6 校
駐輪場整備件数	111 箇所	116 箇所	133 箇所
コミュニティサイクルポート数	4 箇所	7 箇所	5 箇所
コミュニティバスの数	9 路線	10 路線	10 路線
家庭用燃料電池の導入件数	約 2,000 件	約 5,000 件	4,839 件
新築住宅に占める省エネルギー住宅の割合※2	18.5%	25%	18.6% (2016 年度末現在)

※1：ハイブリッド、プラグインハイブリッド、電気自動車の合計により算出。

次回算出時には燃料電池自動車も含める予定。

（出典：関東運輸局及び自動車検査登録情報協会の統計資料）

※2：（長期優良住宅認定申請等件数＋低炭素建築物認定申請件数）／区への建築確認申請合計件数により算出。新築住宅における ZEH の割合は、区内実績が不明のため含んでいない。

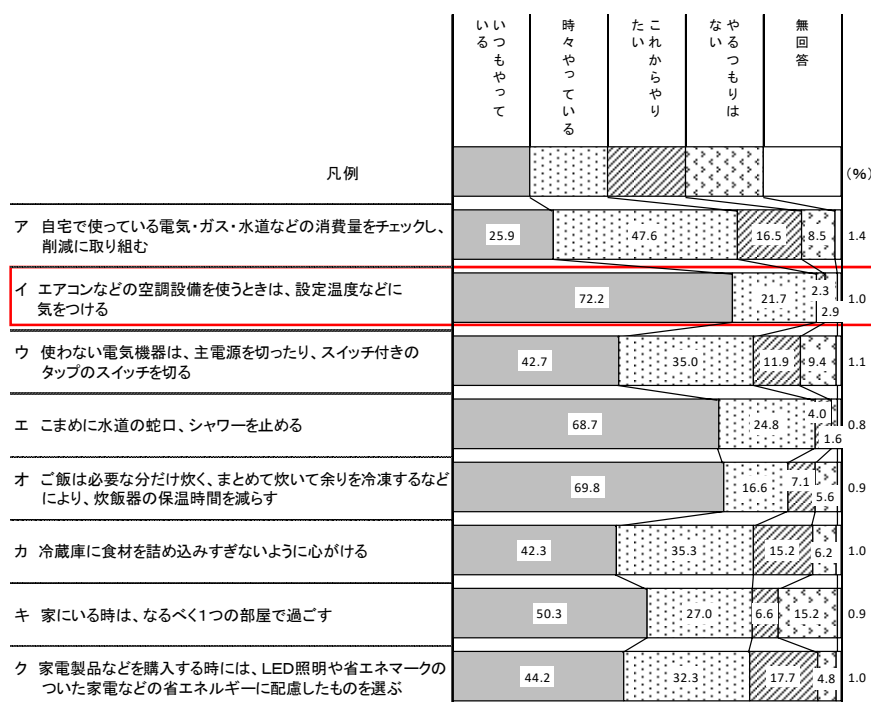
【参考】全国の ZEH のシェア率は 15.3%で、新築戸建注文住宅 28 万戸のうち、4.3 万戸。

（平成 29 年度実績、資源エネルギー庁調べ）

3 区民意識・実態調査

「世田谷区環境に関する区民意識・実態調査」（平成30年度実施）より、区民一人ひとりの意識や各家庭での取組みは高い水準にあることが分かる。

図4 省エネルギー行動について



- ・「環境配慮行動をしている区民の割合 100%」について、今回の調査結果でも、99.9%となっている（区民意識調査の設問において、1つでも「いつもやっている」、「時々やっている」等にチェックした割合）。
- ・省エネルギー行動について、「いつもやっている」との回答では、「エアコンなどの空調設備を使うときは、設定温度などに気をつける」が72.2%と最も多い。
- ・区の環境に期待することについて、「電気自動車など、次世代自動車の普及（6.9%）」は前回調査時（2.8%）よりも増加しているものの、他の項目に比べて低くなっている。

4 今後の施策の方向性

上記より、区民・事業者に対する意識啓発の手法や内容の工夫とともに、省エネ・創エネ設備等のハード面における取組みを引き続き推進していく必要がある。

- (1) 情報提供のあり方の再考（家庭や事業所での省エネの推進）
 - 「COOL CHOICE」等の推進によるライフスタイル・ビジネススタイルの啓発、実践例や具体的な効果等の紹介による意識啓発、「省エネポイントアクション」等への参加の促進など
- (2) ハード面における取組みの強化（ソフト面における取組みから次のステップへの移行）
 - 低公害車の行政の率先した導入、区民や事業者に向けた国や東京都の設備設置補助制度等の周知、事業所における設備機器の更新・運用改善など
- (3) 省エネ住宅について
 - 住宅における建築物の省エネ化の推進（「世田谷区環境配慮住宅リノベーション推進 事業補助金」の活用等）、省エネ住宅の供給促進（区民を対象とした省エネ住宅に関するセミナーの開催等）、国や都の建築物に関する省エネ基準等の制度の周知など

基本目標 4：地球温暖化に対応し安心して暮らせる地域社会を推進します

1 区の実践とまちの状況と課題

公共施設の高効率照明改修や街路灯のLED化、ESCO事業の導入などの省エネ化の推進、太陽光発電など再生可能エネルギーの導入、エコ舗装の導入などヒートアイランド対策に取り組んできた。また、大規模な開発事業等に際し、太陽光発電などの導入や省エネルギー化、緑の質の向上などを要請し、環境配慮を推進してきた。

気候変動による短時間集中豪雨や洪水、ヒートアイランド現象などが頻発しており、適応策を一層推進する必要がある。

- 環境マネジメントシステム「ECO ステップせたがや」により、区施設における環境配慮の取り組みを推進している。(区施設全体のエネルギー使用量の削減：平成 29 年度は 21 年度比で 12%の削減目標に対して、6.7%の削減にとどまった。)
- 各施設等における省エネ行動や設備の運用改善の定着、施設改修に合わせた ESCO 事業の実施(平成 30 年度現在…累計 5 施設)、設備更新時の LED 化(平成 29 年度末実績…累計 114 施設)など、各種取り組みを継続して実施している。
- 熱中症予防のための区内における「お休み処」の開設数は 260 箇所(平成 30 年度実績)となっている。
- 雨水タンク及び雨水浸透施設設置に関する補助制度。(平成 29 年度末実績…雨水タンク：累計 503 件、雨水浸透ます：累計 12,988 基、雨水浸透管：累計 3,006m)

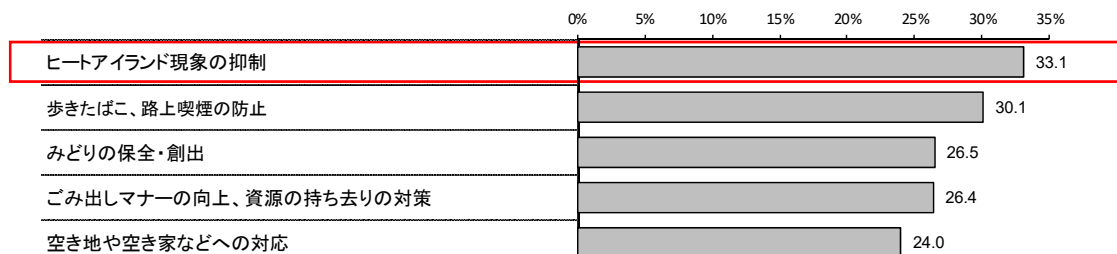
2 環境指標

項目	策定当時 実績 2014 年度 (平成 26 年度)	前期計画における 目標値 2019 年度 (令和元年度)	実績 2017 年度末 (平成 29 年度)
区役所全体のエネルギーの削減(2009 年度比)	6%削減	13%以上削減	6.7%削減
LED 等高効率照明改修施設(区施設)	34 施設	95 施設	114 施設
ESCO 事業件数(区施設)	1 件	4 件	4 件
街路灯 LED 化	800 基	12,300 基	10,667 基
都市の骨格となる道路ネットワークの整備延長(幹線道路及び地区幹線道路の完成区間の延長)(整備率：完成延長/計画延長 122.7km)	58.6 km (48%)	—	59.0 km (48.3%)
開かずの踏切解消(京王線沿線まちづくりの推進)	側道の基本設計等	用地取得の進捗に併せた側道の実施設計、施工等	用地取得の進捗に併せた側道の実施設計、施工等
流域対策による雨水流出抑制量	298,000 m ³	2017 年まで 394,000 m ³	408,847 m ³
エコ舗装(遮熱性舗装) ※区道のみ。国道・都道での区内における実績はなし。	47,238 m ²	53,500 m ²	51,000 m ²

3 区民意識・実態調査

「世田谷区環境に関する区民意識・実態調査」（平成30年度実施）より、区民が最も関心のあるものは、「ヒートアイランド現象の抑制」となっている。

図5 世田谷区の環境に期待することについて（上位5つ）



- 区の環境に期待することについて、「ヒートアイランド現象の抑制（33.1%）」は前回調査時（12.4%）よりも増加し、最も多い。• 区が取り組んでいる環境施策について、「区はよく取り組んでいると思う」との回答では、「遮熱性舗装など、ヒートアイランド現象の抑制（2.0%）」、「太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用に関する啓発や支援（2.7%）」は他の項目に比べて少なくなっている。
- 環境に対するその他の取組みについて、「いつもやっている」との回答では、「徒歩、自転車や電車・バスなどの公共交通機関を利用するなど、できるだけ環境に配慮した交通手段を利用（62.8%）」が全体の項目の中で2番目に多い。
- 他の区においても世田谷区と同様、ヒートアイランド現象に対する関心は高い。

4 今後の施策の方向性

上記より、区の率先した行動を引き続き推進していくとともに、区民の関心の高い「ヒートアイランド現象の抑制」や気候変動に適応したまちづくりを進めていく必要がある。

- (1)大規模建築物等に対する環境配慮の推進
→環境配慮制度により、太陽光・太陽熱等のエネルギーの有効利用、省エネルギー化、緑の質の向上、既存樹木の保全など緑に関する配慮等を開発事業者等に要請など
- (2)公共施設における省エネルギー化の推進
→「世田谷区本庁舎等整備基本構想」に基づく取組みの推進、区役所全体のエネルギー消費量の削減強化、環境マネジメントシステム「ECO ステップせたがや」の着実な推進など
- (3)歩行者・自転車を主役とした交通の促進
→自転車利用環境の充実など
- (4)熱中症・ヒートアイランド対策の推進
→「せたがや涼風マップ」等による熱中症予防「お休み処」の周知、遮熱性舗装の整備、打ち水実施、微細ミスト設置、緑地や農地の保全、緑化推進など
- (5)グリーンインフラの視点を踏まえた豪雨対策の推進
→グリーンインフラの視点も踏まえた雨水タンク及び雨水浸透施設設置補助、「世田谷区洪水ハザードマップ」の周知など

基本目標 5：快適で暮らしやすい生活環境を確保します

1 生活環境の状況と課題

区は、たばこルールによる地域の環境美化や管理不全な住居等への対応など、快適で暮らしやすい生活環境の確保に努めてきた。また、人口や世帯数が増加する中、ごみ収集量と区民 1 人あたりのごみ排出量は減少傾向にある。

たばこルールの周知徹底と同時に、喫煙場所の整備が必要である。家庭ごみに含まれる食品ロス（食べられるのに廃棄される食品・食材）の削減など、ごみの発生抑制行動を促進する必要がある。

- 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、河川 BOD の環境基準については、平成 29 年度末現在の区内の達成率は 100%となっている。
- 区内の空家等について、平成 28～29 年度に実施した空家等実態調査の結果、空家等は 966 棟あり、区内全域に分布している。
- 区民 1 人 1 日あたりのごみ排出量については、536g（平成 29 年度）となり、令和元年度の目標値である 532g まで間近となっている。

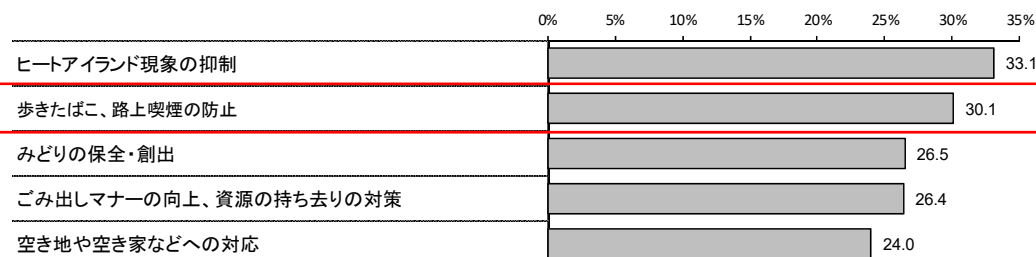
2 環境指標

項目	策定当時 実績 2014 年度 (平成 26 年度)	前期計画における 目標値 2019 年度 (令和元年度)	実績 2017 年度末 (平成 29 年度)
二酸化窒素の環境基準の達成率	88%	100%	100%
浮遊粒子状物質の環境基準の達成率	100%	100%	100%
河川 BOD の環境基準の達成率	100%	100%	100%
歩きたばこ・路上喫煙防止キャンペーン回数	50 回	70 回	239 回
区民 1 人 1 日あたりのごみ排出量	579g/人・日	532g/人・日	536g/人・日
資源回収量（参考）	48,714 トン	—	47,005 トン

3 区民意識・実態調査

「世田谷区環境に関する区民意識・実態調査」（平成 30 年度実施）より、喫煙対策やごみ・資源、空き家などへの対応など、区民の生活環境に対する関心は高いことが分かる。

図6 世田谷区の環境に期待することについて（上位5つ）



- 区の環境に期待することについて、「歩きたばこ、路上喫煙の防止（30.1%）」、「空き地や空き家などへの対応（24.0%）」、「きれいな空気の確保（22.8%）」、「きれいな水・土壌の確保（22.4%）」といった項目の割合が高くなっている。
- 区の環境に期待することについて、「空き地や空き家などへの対応（前回 9.7%：今回 24.0%）」、「歩きたばこ、路上喫煙の防止（前回 21.3%：今回 30.1%）」と大幅に増加している。
- 環境に対するその他の取組みについて、「いつもやっている」との回答では、『「洗剤は適量を使う」「料理で使った油はそのまま流さない」など、生活排水への注意（71.1%）』が最も多い。
- ごみの削減やリサイクルに関する行動について、「いつもやっている」との回答では、「新聞・雑誌などは可燃ごみではなく、資源として出すなど、資源・ごみの分別を徹底する（82.8%）」が最も多く、次いで「生ごみを出す前の水切り（72.1%）」、「必要なものをよく選んで買う（63.9%）」、「食べ残しをしない（56.9%）」となっている。
- 資源回収に出している資源は、「ペットボトル（68.0%）」が最も多い。

4 今後の施策の方向性

上記より、大気汚染の測定や河川水質調査等の実施など、きれいな空気、水等を確保するための取組みの継続、「世田谷区たばこルール」等による環境美化の一層の推進、空家等の適切な管理等の取組みにより、快適で暮らしやすい生活環境を確保していく。

(1) きれいな空気、水等の環境の確保

→大気汚染に関わる汚染物質等の監視・調査、水質等の調査の実施、事業所等の公害防止指導など

(2) 「世田谷区たばこルール」や「地域環境美化清掃活動」等による環境美化の推進

→「身近なまちづくり推進協議会」による地域の美化・緑化活動（花壇整備、地域清掃等）、ごみゼロデー・環境美化啓発キャンペーンの継続実施など

(3) 空家等の適切な管理の検討

→「世田谷区空家等対策計画」に基づく発生抑制・情報収集・利活用など

(4) 不要な「もの」を出さない暮らしや事業活動の促進（基本目標 3 へ反映）

→ 各種イベント等におけるフードドライブなどの啓発活動の実施や食品ロス、レジ袋や容器包装などのプラスチックごみ削減に関する教育の充実など

(5) 分別の徹底とリサイクルの推進（基本目標 3 へ反映）

→ごみの分け方・出し方のきめ細やかな情報提供、SNS 等のソーシャルメディアを活用したごみの分別に関する周知活動の実施など

「世田谷区環境基本計画」環境指標一覧（再掲）

基本目標 1：みどりとみずの豊かな潤いのあるまちをつくります

項目	策定当時 実績 2014 年度 (平成 26 年度)	前期計画における 目標値 2019 年度 (令和元年度)	実績 2017 年度末 (平成 29 年度)
樹林地の保全	312,568 m ²	315,968 m ²	312,948 m ²
公園整備面積（新設、拡張）	153.04ha	156.25ha	155.52ha
地域風景資産の選定・風景づくり活動の支援	86 箇所	選定箇所増	実績なし (地域風景資産の課題を整理中)
緑道整備延長（改修）	20,305m	21,535m	21,380m
水辺の再生	72 か所	74 か所	73 か所

基本目標 2：自然の恵みを活かしたエネルギーの利用拡大と創出をめざします

項目	策定当時 実績 2014 年度 (平成 26 年度)	前期計画における 目標値 2019 年度 (令和元年度)	実績 2017 年度末 (平成 29 年度)
太陽光発電設備の普及	5,300 件	8,300 件	6,855 件 (2018 年 3 月時点)
公共施設の太陽光発電導入数	31 か所	46 か所	46 か所
自然エネルギーの学習会等への参加者数	500 人	2,500 人	1,393 人

基本目標 3：環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します

項目	策定当時 実績 2014 年度 (平成 26 年度)	前期計画における 目標値 2019 年度 (令和元年度)	実績 2017 年度末 (平成 29 年度)
次世代自動車の普及率※ ¹	6%	20%	令和元年度 調査予定
学校エコライフ活動実施校数	区立小中学校全校	区立小中学校全校	区立小中学校全校
学校エコライフ活動表彰校数	-	延べ 25 校程度	区立小中学校 6 校
駐輪場整備件数	111 か所	116 か所	133 か所
コミュニティサイクルポート数	4 か所	7 か所	5 か所
コミュニティバスの数	9	10	10
家庭用燃料電池の導入件数	約 2,000 件	約 5,000 件	4,839 件
新築住宅に占める省エネルギー住宅の割合※ ²	18.5%	25%	18.6%(2016 年度末現在)

※1：ハイブリッド、プラグインハイブリッド、電気自動車の合計により算出。次回算出時には燃料電池自動車も含める予定。（出典：関東運輸局及び自動車検査登録情報協会の統計資料）

※2：（長期優良住宅認定申請等件数＋低炭素建築物認定申請件数）／区への建築確認申請合計件数により算出。新築住宅における ZEH の割合は、区内実績が不明のため含んでいない。

【参考】全国の ZEH のシェア率は 15.3% で、新築戸建注文住宅 28 万戸のうち、4.3 万戸。（平成 29 年度実績、資源エネルギー庁調べ）

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

資料編

基本目標 4：地球温暖化に対応し安心して暮らせる地域社会を推進します

項目	策定当時 実績 2014 年度 (平成 26 年度)	前期計画における 目標値 2019 年度 (令和元年度)	実績 2017 年度末 (平成 29 年度)
区役所全体のエネルギーの削減 (2009 年度比)	6%削減	13%以上削減	6.7%削減
LED 等高効率照明改修 施設 (区施設)	34 施設	95 施設	114 施設
ESCO 事業件数 (区施設)	1 件	4 件	4 件
街路灯 LED 化	800 基	12,300 基	10,667 基
都市の骨格となる道路 ネットワークの整備延 長 (幹線道路及び地区幹 線道路の完成区間の延 長) (整備率: 完成延長 / 計画延長 122.7km)	58.6KM (48%)	—	59.0KM (48.3%)
開かずの踏切解消 (京王線沿線まちづく りの推進)	側道の基本設計等	用地取得の進捗に併 せた側道の実施設計、 施工等	用地取得の進捗に併 せた側道の実施設計、 施工等
流域対策による雨水流 出抑制量	298,000 m ³	2017 年まで 394,000 m ³	408,847 m ³
エコ舗装 (遮熱性舗装) ※区道のみ。国道・都道 での区内における実績 はなし。	47,238 m ²	53,500 m ²	51,000 m ²

基本目標 5：快適で暮らしやすい生活環境を確保します

項目	策定当時 実績 2014 年度 (平成 26 年度)	前期計画に おける目標値 2019 年度 (令和元年度)	実績 2017 年度末 (平成 29 年度)
二酸化窒素の環境基準の達成率	88%	100%	100%
浮遊粒子状物質の環境基準の達成率	100%	100%	100%
河川 BOD の環境基準の達成率	100%	100%	100%
歩きたばこ・路上喫煙防止キャンペ ーン回数	50 回	70 回	239 回
区民 1 人 1 日あたりのごみ排出量	579g/人・日	532g/人・日	536g/人・日
資源回収量 (参考)	48,714 トン	—	47,005 トン

3. 重視すべき主要な取組み

視点1 自然の力を活かした“住まい・まち”の地球温暖化対策

●みどりとみずを保全し人の暮らしと調和した地域をつくる	
主旨（計画より抜粋）	みどりの質を高め、みどりとみずのネットワークを形成することにより、みどり豊かなまちをつくるとともに、地球温暖化による影響に対応した地域をつくります。
主な取組みの内容・実績	<ul style="list-style-type: none"> ●建築等に伴う「みどりの計画書」、「緑化地域制度」に基づく緑化指導・誘導の推進 2015年度届出実績：1,048件 2016年度届出実績：979件 2017年度届出実績：999件 ●保存樹木 2015年度指定：10本 2016年度指定：51本 2017年度指定：22本 累計 1,885本 ●公園緑地の整備開園 公園整備（新設、拡張）：累計 24,830㎡（155.52ha） ●緑道整備（改修）：1,075m（累計：約 21,380m） ●公園用地取得面積：1.17ha（累計 15.02ha） ●都市農地の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・区民農園の整備：21 農園 990 区画 ・ふれあい農園：54 園開園 ●水辺の再生事業：累計 73 か所
取組みの評価	概ね見込みどおりに取組みを実施することができた。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ●区民自らが、身近なみどりの活動を通じてみどりに親しみ、さらに地域の力を合わせて、みどりを保全・創出し、みどりを大きく育てていくという気運を高めることが課題である。 ●みどりの拠点となる公園緑地や学校などのみどりが充実するよう、引き続き、公園緑地の整備や公共施設の緑化に努める必要がある。 ●生産緑地面積は減少を続けており、農地を維持するための方策を検討する必要がある。
検討にあたっての視点等	<ul style="list-style-type: none"> ●区民のみどりに親しむ機会を、さらに増やしていく。また、みどりを大切に、大きく育てる心の醸成を図る必要がある。 ●区民・事業者等と連携・協働し、地域の実情に即した取組みを推進していく必要がある。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

●環境負荷が小さく、長く住みつなげる住まいづくり	
主旨（計画より抜粋）	住宅都市世田谷の特性を踏まえ、戸建て住宅、集合住宅を問わず、住宅そのものに係るエネルギー環境の向上をめざします。
主な取組みの内容・実績	<ul style="list-style-type: none"> ●区民向けセミナー「ゼロ・エネルギー・ハウスを知って快適な暮らしを考えよう！」の開催（参加者 37 名） ●世田谷区環境配慮型住宅リノベーション推進事業補助金による補助金の交付（太陽熱ソーラーシステム、太陽熱温水器の設置、外壁や窓の断熱改修、分譲マンション共用部LED照明設置など） <ul style="list-style-type: none"> 2015 年度：補助金交付件数 117 件 補助金交付額 13,944 千円 2016 年度：補助金交付件数 127 件 補助金交付額 15,445 千円 2017 年度：補助金交付件数 154 件 補助金交付額 15,355 千円 累計 443 件 ●環境配慮制度を通じて開発事業者等における太陽光パネルの導入を推進 <ul style="list-style-type: none"> 2015 年度：16 件（525kW） 2016 年度：22 件（407.5kW） 2017 年度：14 件（177.4kW） ●公共施設における ESCO 事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> 2015 年度：1 施設 2016 年度：1 施設 2017 年度：1 施設 実施中計 4 施設、導入済 5 施設 ●公共施設の高効率照明化（LED 等） <ul style="list-style-type: none"> 2015 年度：22 施設 2016 年度：18 施設 2017 年度：13 施設 累計 114 施設
取組みの評価	概ね見込みどおりに取組みを実施することができた。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ●区内のエネルギー消費量は減少傾向にあるが、エネルギーの減少分のほとんどが運輸部門によるものである。エネルギー消費量のうち、家庭部門が 48%、業務部門が 28%を占めており、家庭や事業所におけるエネルギー消費量の一層の削減が必要である。
検討にあたっての視点等	<ul style="list-style-type: none"> ●国の住宅の省エネ性能の目標見直しや東京都の建築物環境計画書制度の対象拡大などの動向を見据えながら、住宅や大規模建築物の環境負荷の低減に向けた取組みを一層推進していく。 ●公共施設の省エネルギー化など、区の優先した行動を引き続き推進していく。

●自然エネルギーの防災への活用	
主旨（計画より抜粋）	災害への備えを複数の手法で確保する観点から、自然エネルギーを活用する発電蓄電設備について検討・設置します。
主な取組みの内容・実績	<p>区民に対する蓄電設備の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ●区民向けセミナー「ゼロ・エネルギー・ハウスを知って快適な暮らしを考えよう！」において、発電蓄電設備が災害への備えになることを周知した。（参加者 37 名） ●エネルギーセミナー・総合相談の実施 2015 年度：セミナー 2 回・総合相談 3 回 2016 年度：総合相談 2 回 2017 年度：セミナー 3 回・総合相談 3 回 ●東京都の補助事業（蓄電池等の設置費用補助）等の周知
取組みの評価	概ね見込みどおりに取組みを実施することができた。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ●災害対策の観点からも引き続き再生可能エネルギー機器の導入に向けた普及啓発を実施していく必要がある。
検討にあたっての視点等	<ul style="list-style-type: none"> ●エネルギーセミナーや相談の機会を活用し、太陽光発電設備等のメリットや東京都の蓄電池・太陽熱利用機器等の補助制度などについて一層周知していく必要がある。

視点2 環境負荷の小さい“暮らし”（ライフスタイル）や移動の実現

●小さなエネルギーを賢く使う暮らし	
主旨（計画より抜粋）	こまめな節電、エアコンや冷蔵庫の適切な温度設定など、区民生活における省エネルギーの取組みを区民の運動として展開します。
主な取組みの内容・実績	<ul style="list-style-type: none"> ●「省エネポイントアクション」の実施 2015年度：(1)「住まい」コース 申込 936 世帯 結果報告 700 世帯 2016年度：(1)「住まい」コース 申込 933 世帯 結果報告 769 世帯 (2)「事業所」コース 申込 25 事業所 結果報告 15 事業所 2017年度：(1)「住まい」コース 申込 1,023 世帯 結果報告 831 世帯 (2)「事業所」コース 申込 23 事業所 結果報告 13 事業所 ●平成30年3月に改定した「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」の概要版リーフレット（区民の省エネルギーの取組みを掲載）の配付 ●子ども環境イベント「環境にやさしい暮らし方を考えよう！」の実施（2017年度） ●環境エネルギー・ラボ（子ども向け環境イベント）の実施（2018年度） ●学校エコライフ活動による児童・生徒への環境教育の実施
取組みの評価	概ね見込みどおりに取組みを実施することができた。
今後の課題	●省エネポイントアクション参加者全体の電気・ガス使用量削減率を継続的にモニタリングすることにより、区内の家庭や事業所の省エネの進み具合を把握していく必要がある。
検討にあたっての視点等	●「COOL CHOICE」等の推進によるライフスタイル・ビジネススタイルの啓発、実践例や具体的な効果等の紹介による意識啓発、「省エネポイントアクション」等への参加の促進などに取り組み、家庭や事業所の省エネ対策に努めていくとともに、省エネ・創エネ設備等のハード面における取組みを引き続き推進していく必要がある。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

●シェアで生み出す地域の環境	
主旨（計画より抜粋）	ウォームシェア、クールシェア、カーシェアリング、空家活用など、地域の資源を共用することで環境負荷の小さい地域を実現します。
主な取組みの内容・実績	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティサイクルポート数 2016年度：1か所、約170台 累計5か所、約1,200台 ●サイクルマップの配布：10,000部／年 ●熱中症予防「お休み処」の設置、熱中症予防「涼風マップ」の作成・配布
取組みの評価	概ね見込みどおりに取組みを実施することができた。
今後の課題	●コミュニティサイクルポート設置に適した用地の取得が困難であることや保守運営経費の負担が大きいことが課題である。
検討にあたっての視点等	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティサイクルポートの整備など自転車利用環境の充実とマップやリーフレットの配布による意識啓発など、各種取組みを継続して推進し、歩行者・自転車が主役の交通を促進する。 ●カーシェアリングについては、国の取組み（道路空間を活用したカーシェアリング社会実験等）により普及が進んでいることを踏まえ、普及促進を図る必要がある。 ●熱中症対策などの適応策を推進し、引き続き、区民の関心の高い「ヒートアイランド現象」の抑制や気候変動に適応したまちづくりを進めていく必要がある。

●人と環境にやさしい移動の実践	
主旨（計画より抜粋）	徒歩移動、自転車利用の促進、公共交通の利用促進、次世代自動車の普及促進など、環境負荷の低い交通手段の利用を促します。
主な取組みの内容・実績	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティサイクルポート数 2016年度：1か所、約170台 累計5か所、約1200台 ●サイクルマップの配布：10,000部／年 ●コミュニティバス数 2016年度：1路線 累計10路線 ●公用車への環境負荷の少ない自動車の導入、活用 電気自動車 計5台／燃料電池自動車 計1台 ●移動式水素ステーションの整備 1箇所
取組みの評価	概ね見込みどおりに取組みを実施することができた。
今後の課題	●コミュニティサイクルポート設置に適した用地の取得が困難であることや保守運営経費の負担が大きいことが課題である。
検討にあたっての視点等	●電気自動車の充電スタンドの設置など、普及促進に向けた取組み策を検討していく必要がある。

視点3 環境と共生する豊かな未来を築く“人材・地域のネットワーク”の活用

●環境共生社会を創造する技術・イノベーションの発信	
主旨（計画より抜粋）	区内の大学や産業団体と連携して、暮らしに活かせる新たな環境技術を発掘し、世田谷からその活用について発信し、環境負荷の小さい社会の構築に寄与します。
主な取組みの内容・実績	●「エコフェスせたがや」「環境エネルギー・ラボ」において、事業者と連携し、最新の環境技術について区民に情報発信を行った。
取組みの評価	概ね見込みどおりに取組みを実施することができた。
今後の課題	●事業者と連携した環境技術の情報発信を継続していくとともに、発信内容を更に充実していく必要がある。
検討にあたっての視点等	●発信内容の更なる充実に向けた検討を進めていく必要がある。

●マッチングや情報発信	
主旨（計画より抜粋）	さまざまな技術や人材に関する情報共有や交流の場を設け、環境共生社会を創造するという目的を共有する技術や人材の横つなぎ・組み合わせ及び相互の協力を推進し、課題解決力を高めます。
主な取組みの内容・実績	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎市と包括協定を締結し、川崎国際環境技術展へ区内事業者が出展するなど、自治体間で連携した普及啓発や技術交流を実施 ●「環境エネルギー・ラボ 2018in せたがや」において、世田谷区と川崎市の教員や大学・NPO・事業者などが集い、SDGsをキーワードにした地域の課題解決のための教育手法を紹介する環境教育フォーラムを実施 ●自然エネルギー活用による自治体間ネットワーク会議の実施 ●区民や活動団体、事業者などが進めているみどりを守り、つくり、管理する取組み（落ち葉ひろいりレーなど）について、（一財）世田谷トラストまちづくりなどが持つ中間支援機能を強化し、みどりと人のネットワークづくりを推進 ●区民団体、農業関連団体、学校と連携した「せたがやカレープロジェクト」の実施など、生物多様性の保全に向けた取組みの推進 ●「大学・事業者と連携したごみ減量プロジェクト」に基づき、区民・事業者・NPO、大学などの持つ情報を集約し、ごみ減量に向けた啓発を実施
取組みの評価	概ね見込みどおりに取組みを実施することができた。
今後の課題	●マッチングや情報発信の機会を拡大していくことが必要である。

検討にあたっての視点等	<ul style="list-style-type: none"> ●今後もイベント等の場において技術や人材に関する情報共有や交流の場を設け、様々な分野が連携して課題の解決を図っていく必要がある。
-------------	--

●まちづくりを促進する人材の育成	
主旨（計画より抜粋）	<p>世田谷区ではリサイクル、みどりの保全等の活動に様々な団体・個人が取り組んでいます。また、地域での活動を組織するなど、情報発信に長けた人材の育成とその活動を支援する仕組みを整えます。</p>
主な取組みの内容・実績	<ul style="list-style-type: none"> ●企業や学校との連携による生物多様性に配慮した場の活用 ●落ち葉ひろいリレーの実施 ●市民緑地4か所におけるボランティアによる保全活動と利活用イベントの実施 ●身近なまちづくり推進協議会による地域の活動（花壇整備2017年度45回） ●歩きたばこ・路上喫煙防止キャンペーン（2017年度239回） ●大学・事業者と連携した2R啓発イベントの開催、清掃・リサイクル普及啓発施設による講座・講習会など、ごみの減量やリサイクルの推進に関する取組みを実施
取組みの評価	概ね見込みどおりの取組みを実施することができた。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ●みどりの保全に関して、農地面積は徐々に減少しており、農業経営者の高齢化が進み、農業の担い手不足への対応が必要となっている。 ●食品ロスの削減など、ごみの発生抑制行動を促進する必要がある。
検討にあたっての視点等	<ul style="list-style-type: none"> ●リサイクル・みどりの保全等の活動に、より様々な団体・個人が参加し、課題解決に向けた取組みを実施していくよう、推進していく必要がある。

現行計画策定以降の「重視すべき主要な取組み」に関連する予算事業費の推移

(出典：世田谷区新実施計画（平成 26 年度～29 年度）推進状況)

以下のとおり、いずれの予算事業についても、現在の環境基本計画が策定される前の平成 26 年度と比べ、その後の予算額は増加しており、環境基本計画における重視すべき主要な取組みに基づく事業が推進されている。

●1802 世田谷らしいみどりとみずの保全・創出

年次	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	116,866 千円	152,043 千円	220,827 千円	152,596 千円

主な内容：樹林地の保全、緑化助成、水辺の再生、農地保全の推進、イベントや講習会の開催

関連項目：視点1 自然の力を活かした”住まい・まち”の地球温暖化対策

視点3 環境と共生する豊かな未来を築く”人材・地域のネットワーク”の活用

●1501 環境に配慮したライフスタイルへの転換と自然エネルギー利用の促進

年次	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	26,619 千円	25,988 千円	33,632 千円	51,605 千円

主な内容：環境配慮型住宅リノベーションの推進、エネルギーセミナー・総合相談の実施、みうら太陽光発電事業

関連項目：視点1 自然の力を活かした”住まい・まち”の地球温暖化対策

●1801 様々な住まいづくりと居住支援

年次	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	34,066 千円	45,839 千円	60,507 千円	86,159 千円

主な内容：環境配慮型住宅リノベーションの推進、賃貸物件情報提供サービス・居住支援制度

関連項目：視点1 自然の力を活かした”住まい・まち”の地球温暖化対策

●1502 エコ区役所の実現と環境に配慮した公共施設整備

年次	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	57,644 千円	323,766 千円	308,254 千円	329,049 千円

主な内容：公共施設の ESCO 事業、高効率照明化

関連項目：視点1 自然の力を活かした”住まい・まち”の地球温暖化対策

●2001 公共交通環境の整備

年次	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業費	16,910 千円	134,580 千円	328,394 千円	923,580 千円

主な内容：コミュニティバス路線の走行環境支援・新規バス路線導入、開かずの踏切解消

関連項目：視点2 人と環境にやさしい移動の実践

資料5 区民・事業者の環境行動指針と関連する区の施策

NO	基本目標	区分	環境行動指針	関連する区の施策
1	基本目標 1	区民	地域の身近な自然環境に対する興味と関心を高めます。	1-1① 1-2⑤
2			自然観察会等に積極的に参加し、生きものの保護に努めます。	1-1②
3			世田谷産農産物「せたがやそだち」の積極的な購入や、農業イベントへの積極的な参加により、農地の果たす様々な役割を理解し、地産地消や区内の農業を応援します。	1-1④ 4-3⑥
4			接道部や角地での樹木の保全・創出に努めます。	1-2①⑤ 4-3③
5			敷地内の既存樹木を残し、伐採しないように努めるなど、身近なみどりを大切にします。	1-2①⑤ 4-3③
6			公園等の維持管理に積極的に協力し、地域のみんなが気持ちよく利用できるようにします。	1-1② 1-2②
7			敷地内に緑地や土の面を確保する、雨水浸透ます・雨水浸透管を設置するなど、雨水の地下浸透に努めます。	1-1④ 1-2③ 1-3① 4-3①② ⑥ 5-1⑤
8			建物の外観や色彩が周辺の街並みと調和するよう配慮するなど、風景づくりに協力します。	1-2④ 4-1③
9			自宅で花や緑を育てる、生垣をつくるなど、みどりを増やす取組みに協力します。	1-1② 1-2⑤ 4-3③
10			雨水を貯留して雑用水等に使用することで、水資源の有効活用に努めます。	1-2③ 1-3① 4-3②
11		事業者	自然観察会等に従業員が積極的に参加し、生きものの保護に努めます。	1-1②
12			世田谷産農産物「せたがやそだち」を積極的に購入・加工・販売するなど、農地の保全と地産地消に協力します。	1-1④ 4-3⑥
13			農業従事者は、農地の維持・保全に努めるとともに、新鮮な農産物の生産・提供に努めます。	1-1④ 4-3⑥
14			接道部や角地での樹木の保全・創出に努めます。	1-2①⑤ 4-3③
15			敷地内の既存樹木を残し、伐採しないように努めるなど、身近なみどりを大切にします。	1-2①⑤ 4-3③

NO	基本目標	区分	環境行動指針	関連する区の施策
16	基本目標1	事業者	敷地内に緑地や土の面を確保する、雨水浸透ます・雨水浸透管を設置するなど、雨水の地下浸透に努めます。	1-1④ 1-2③ 1-3① 4-3①② ⑥ 5-1⑤
17			建物の外観や色彩が周辺の街並みと調和するよう配慮するなど、風景づくりに協力します。	1-2④ 4-1③
18			事業所で花や緑を育てる、生垣をつくるなど、みどりを増やす取組みに協力します。	1-1② 1-2⑤ 4-3③
19			道路や駐車場などの舗装については、透水性を確保するよう努めます。	1-2⑤ 1-3① 4-3③
20			雨水を貯留して雑用水等に使用することで、水資源の有効活用に努めます。	1-2③ 1-3① 4-3②
21	基本目標2	区民	自然が生み出すエネルギーは環境にやさしいことを理解し、太陽光発電や太陽熱利用設備等を設置し、再生可能エネルギーを生活に取り入れます。	2-1①②
22			区が主催するイベント等に参加し、自然が生み出すエネルギーの大切さを学び、再生可能エネルギーなどに関する知識の向上に努めます。	2-1②
23			エネルギーの生産や消費が環境に悪影響を与えることから、無駄なエネルギー使用を控え、自然が生み出すエネルギーの大切さを学び、エネルギーを効率的に利用します。	2-1② 3-1①② 3-2①②
24			電力の購入先を選ぶに当たっては、主に再生可能エネルギーからつくられた電力を利用するよう努めます。	2-2①③
25	事業者	太陽光発電や太陽熱利用設備等を事業所に設置し、再生可能エネルギーを事業活動に取り入れます。	2-1①② ④ 4-1①	
26		事業所の電力を再生可能エネルギーで賄うなど、自立・分散型エネルギーシステムの導入を積極的に検討します。	2-1①② ④ 4-1①	
27		SDGs（持続可能な開発目標）などを参考に、自社の事業の中で、省エネや再生可能エネルギーの利用に役立つなど公益に寄与できる製品やサービスの開発、普及に努めます。	2-1② 3-2④	

- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 資料編

NO	基本目標	区分	環境行動指針	関連する区の施策
28	基本目標2	事業者	従業員に対する社内研修会などを通じ、再生可能エネルギーへの理解を深めます。	2-1②
29			電力の調達・購入先を選ぶに当たっては主に再生可能エネルギーからつくられた電力にするよう努めます。	2-2③
30	基本目標3	区民	国が実施する「COOL CHOICE」に対する取組みに賛同し、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を進めます。	3-1①③ 4-2①
31			みどりのカーテンの設置、打ち水等の生活の工夫により、エネルギーの消費を抑制します。	1-2⑤ 3-1① 4-3③④
32			浄水や下水処理にもエネルギーをたくさん使うことを考え、入浴等の際には節水に努めます。	3-1①
33			「グリーン購入法」に適合した商品を購入することで、環境に配慮した消費行動に努めます。	3-1①
34			エコマーク、統一省エネラベル、再生紙使用マーク等がついた環境負荷の少ない商品の選択に努めます。	3-1①
35			車を運転するときは、不要なアイドリング、急発進、急加速は避け、エコドライブを心がけます。	3-1① 5-1①
36			徒歩や自転車、公共交通等、環境負荷の低い交通手段の利用に努めます。	3-1③④ 4-2①
37			ルールとマナーを守って自転車を利用します。	3-1③ 4-2①
38			カーシェアリングを活用して、必要なときに必要な分だけ自動車を利用します。	3-1④
39			自家用車買い替え時には、エコカー（ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等）の購入に努めます。	3-1④
40			住宅の断熱性の向上、自然の風や光を活かした通風・採光等を取り入れ、省エネ性能を高め、長く住み続けられる住まいのあり方を工夫します。	3-2① 4-3③
41			省エネ型の照明や給湯機への交換、古いエアコンや冷蔵庫等の更新、家庭用燃料電池・蓄電池の導入等、高効率で環境性能の高い機器等の導入に努めます。	3-2②
42			生ごみの水切り等による減量化等を進め、ごみの発生抑制に努めます。	3-3①
43			マイバッグやマイ箸の利用等により、ごみの発生抑制に努めます。	3-3①
44			使い捨て製品を極力選ばない、詰め替え商品を購入すること等により、ごみの発生抑制に努めます。	3-3①

NO	基本 目標	区分	環境行動指針	関連する 区の施策
45	基本 目標3	区民	買い物の際には、レジ袋や使い捨てとなるプラスチックの材料・容器・ストローなどを使用しないように努めます。	3-1⑦ 3-3①
46			生ごみをたい肥化するなど、発生したごみの減量・活用などに努めます。	3-3①
47			着なくなった衣料品は、必要としている人へ譲るか、リユースショップやフリーマーケットを活用するなど、服のまま再利用させます。また、地域で行っている古着古布回収に出すことで資源として循環させます。	3-3①③
48			資源とごみの分別を徹底し、資源の再生利用に努め、循環型社会の形成に努めます。	3-3②
49			地域で行われる古紙（新聞、段ボール、雑誌類、雑紙）、缶、古着古布等の資源回収を支援します。	3-3②③
50			公共施設や店舗でのペットボトル、発泡トレイ、紙パック、廃食用油等の資源回収に協力します。	3-3②
51			食材等は必要なものだけを購入し、食べ残しや賞味期限切れの前に消費します。	3-3④
52			事業者	国が実施する「COOL CHOICE」に対する取組みに賛同し、環境負荷の少ないビジネススタイルへの転換を進めます。
53		みどりのカーテンの設置、打ち水等の事業所の工夫により、エネルギーの消費を抑制します。		1-2⑤ 3-1① 4-3③④
54		浄水や下水処理にもエネルギーをたくさん使うことを考え、節水に努めます。		3-1①⑥
55		「グリーン購入法」に適合した商品の購入・販売に努めることで、環境に配慮した消費行動を促進します。		3-1①⑥
56		原料の調達から廃棄までのサイクルの中で、エコマーク、統一省エネラベル、再生紙使用マーク等がついた環境負荷の少ない商品の製造・流通・販売に努めます。		3-1①⑥
57		徒歩や自転車、公共交通など、環境負荷の低い交通手段の利用に努めるとともに、事業活動には、エコカー（ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等）を利用します。		3-1③④ 4-2①
58		従業員に対してルールとマナーを守った自転車利用を周知します。		3-1③ 4-2①
59	「ISO14001」や「エコアクション21」等の環境マネジメントシステムなどの取組みを推進します。	3-1⑥		

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

NO	基本目標	区分	環境行動指針	関連する区の施策
60	基本目標3	事業者	省エネ型の照明への交換、古い空調機器や冷蔵設備の更新、蓄電池の導入等、高効率で環境性能の高い機器の設置や設備機器の効率的な運転に努めます。	3-2②③
61			一定規模以上の事業者は、法令に定めるところに従い、計画的に省エネや温室効果ガス削減に取り組みます。	3-2③⑤
62			建物の断熱性の向上、自然の風や光を活かした通風・採光を取り入れ、省エネ性能の向上に努めます。	3-2⑤ 4-1①
63			ごみの発生抑制及び再生利用に努めるとともに、産業廃棄物と一般廃棄物を適正に分別し、法令に基づく適正な処理を行います。	3-3①② 5-2①
64			商品の設計・販売の際には、レジ袋や使い捨てとなるプラスチックの材料・容器・ストローなどの使用を控えるように努めます。	3-1⑦ 3-3①
65	基本目標4	区民	国が実施する「COOL CHOICE」に対する取組みに賛同し、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を進めます。（再掲）	3-1①③ 4-2①
66			徒歩や自転車、公共交通等、環境負荷の低い交通手段の利用に努めます。（再掲）	3-1③④ 4-2①
67			ルールとマナーを守って自転車を利用します。（再掲）	3-1③ 4-2①
68			敷地内に緑地や土の面を確保する、雨水浸透ます・雨水浸透管を設置するなど、雨水の地下浸透に努めます。（再掲）	1-1④ 1-2③ 1-3① 4-3①② ⑥ 5-1⑤
69			住宅等を新築、改築する際には、地球温暖化やそれに伴う気象災害等へ対応できるよう配慮します。	4-3②
70			熱中症の予防、異常気象に関する情報の収集や活用など、気候変動に賢く適応するよう努めます。	4-3③④ ⑤
71			接道部や角地での樹木の保全・創出に努めます。（再掲）	1-2①⑤ 4-3③
72			敷地内の既存樹木を残し、伐採しないように努めるなど、身近なみどりを大切にします。（再掲）	1-2①⑤ 4-3③
73			自宅で花や緑を育てる、生垣をつくるなど、みどりを増やす取組みに協力します。（再掲）	1-1② 1-2⑤ 4-3③

NO	基本 目標	区分	環境行動指針	関連する 区の施策
74	基本 目標 4	区民	みどりのカーテンの設置、打ち水等の生活の工夫により、エネルギーの消費を抑制します。（再掲）	1-2⑤ 3-1① 4-3③④
75			住宅の断熱性の向上、自然の風や光を活かした通風・採光等を取り入れ、省エネ性能を高め、長く住み続けられる住まいのあり方を工夫します。（再掲）	3-2② 4-3③
76			世田谷産農産物「せたがやそだち」の積極的な購入や、農業イベントへの積極的な参加により、農地の果たす様々な役割を理解し、地産地消や区内の農業を応援します。（再掲）	1-1④ 4-3⑥
77		事業者	大規模な開発事業等の際には、環境配慮制度に基づき、環境への負荷の低減や公害の防止、環境の適正な保全回復・創出、近隣の気象災害の軽減化への貢献等、環境への配慮に努めます。	4-1①
78			国が実施する「COOL CHOICE」に対する取組みに賛同し、環境負荷の少ないビジネススタイルへの転換を進めます。（再掲）	3-1①③ ⑥ 4-2①
79			徒歩や自転車、公共交通など、環境負荷の低い交通手段の利用に努めるとともに、事業活動には、エコカー（ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等）を利用します。（再掲）	3-1③④ 4-2①
80			従業員に対してルールとマナーを守った自転車利用を周知します。（再掲）	3-1③ 4-2①
81			敷地内に緑地や土の面を確保する、雨水浸透ます・雨水浸透管を設置するなど、雨水の地下浸透に努めます。（再掲）	1-1④ 1-2③ 1-3① 4-3①② ⑥ 5-1⑤
82			オフィスビル等を新築、改築する際には、地球温暖化やそれに伴う気象災害等へ対応できるよう配慮します。	4-1① 4-3②
83			従業員の熱中症の予防、異常気象に関する情報の収集や活用など、気候変動に賢く適応するよう努めます。	4-3③④ ⑤
84			接道部や角地での樹木の保全・創出に努めます。（再掲）	1-2①⑤ 4-3③
85			敷地内の既存樹木を残し、伐採しないように努めるなど、身近なみどりを大切にします。（再掲）	1-2①⑤ 4-3③

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

NO	基本目標	区分	環境行動指針	関連する区の施策
86	基本目標4	事業者	事業所で花や緑を育てる、生垣をつくるなど、みどりを増やす取組みに協力します。（再掲）	1-1② 1-2⑤ 4-3③
87			みどりのカーテンの設置、打ち水等の事業所の工夫により、エネルギーの消費を抑制します。（再掲）	1-2⑤ 3-1① 4-3③④
88			建物の断熱性の向上、自然の風や光を活かした通風・採光を取り入れ、省エネ性能の向上に努めます。（再掲）	3-2⑤ 4-1①
89			世田谷産農産物「せたがやそだち」を積極的に購入・加工・販売するなど、農地の保全と地産地消に協力します。（再掲）	1-1④ 4-3⑥
90			農業従事者は、農地の維持に努めるとともに、新鮮な農産物の生産・提供に努めます。（再掲）	1-1④ 4-3⑥
91	基本目標5	区民	行政が発信する大気や水質等の調査結果に関する情報に関心を寄せ、生活環境の保全に向けた意識を高めます。	5-1①②④
92			車を運転するときは、不要なアイドリング、急発進、急加速は避け、エコドライブを心がけます。（再掲）	3-1① 5-1①
93			洗剤は適正な量を使う、料理で使った油を紙などで拭き取りそのまま排水口に流さないなど、生活排水の処理に気をつけます。	5-1②
94			静かな環境を守るため、生活騒音（車のアイドリング、音楽鑑賞、楽器演奏、集会など）にも配慮します。	5-1①③
95			日頃から近所の人々と地域の環境について、話し合いによるコミュニケーションを図ることで、美しいまちづくりに向けた意識を高めます。	5-1③ 5-2①
96			敷地内に緑地や土の面を確保する、雨水浸透ます・雨水浸透管を設置するなど、雨水の地下浸透に努めます。（再掲）	1-1④ 1-2③ 1-3① 4-3①②⑥ 5-1⑤
97			学校などの公共施設や住宅地に隣接する土地等の管理に当たっては、できる限り農薬（除草剤を含む）を使用しないよう努めます。また、農薬を散布せざるを得ない場合には、飛散防止に努めます。	5-1⑥
98			吸い殻・空き缶・レジ袋などのポイ捨て、公共の場所や道路・公園での路上喫煙をしません。	5-2①

NO	基本 目標	区分	環境行動指針	関連する 区の施策
99	基本 目標5	区民	近所のポイ捨てごみの清掃など、地域の清掃活動等に参加・協力し、ごみの捨てられにくい環境づくりを進めます。	5-2①
100			空家等の適切な管理に努めます。	5-2②
101		事業者	法令を遵守し、大気、水質、騒音、振動等の公害防止対策を実施します。	5-1①②③
102			静かな環境を守るため、工事現場、事業場から発生する事業騒音（建設機械、解体工事、新築工事、工作機械など）にも配慮します。	5-1③
103			地域の住民との話し合いの場を設け、円滑なコミュニケーションを図ることで、生活環境に関する苦情トラブルの防止や解決に努めます。	5-1③
104			敷地内に緑地や土の面を確保する、雨水浸透ます・雨水浸透管を設置するなど、雨水の地下浸透に努めます。（再掲）	1-1④ 1-2③ 1-3① 4-3①② ⑥ 5-1⑤
105			学校などの公共施設や住宅地に隣接する土地等の管理に当たっては、できる限り農薬（除草剤を含む）を使用しないよう努めます。また、農薬を散布せざるを得ない場合には、飛散防止に努めます。	5-1⑥
106			吸い殻・空き缶・レジ袋などのポイ捨て、公共の場所や道路・公園での路上喫煙の防止に向けた従業員に対する意識啓発に努めます。	5-2①
107			事業所の敷地内及び敷地周辺の清掃を実施し、地域の環境の一層の美化に努めます。	5-2①
108			きれいなまちをつくるため、地域の清掃活動等へ積極的に参加します。	5-2①
109			ごみの発生抑制及び再生利用に努めるとともに、産業廃棄物と一般廃棄物を適正に分別し、法令に基づく適正な処理を行います。（再掲）	3-3①② 5-2①

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

資料6 用語集

	用語	解説
あ行	アスベスト	石綿（いしわた、せきめん）ともいわれる繊維状の鉱物のこと。化学変化を起こさず耐熱性や防音性に優れ、建築材、耐熱材料などに広く利用されていたが、空気中に飛散する微細な繊維が肺がんや中皮腫の原因となることが明らかとなり、日本では1989年（平成元年）に使用を禁止または制限した。
	一酸化炭素（CO）	燃料などの不完全燃焼によって発生する気体のこと。血液中のヘモグロビンと結合して血液が酸素を運搬する機能を阻害するため、汚染がひどくなるとめまいや全身倦怠などが生じる。
	エコアクション21	環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム（EMS）のこと。「PDCAサイクル」を継続的に改善する手法を基礎として、組織や事業者等が環境への取組みを自主的に行うための方法を定めている。
	エコドライブ	温室効果ガスの一つである二酸化炭素や大気汚染の原因となる窒素酸化物、粒子状物質等を減らすため、環境に配慮して自動車を運転すること。具体的には、急発進、急加速をせず一定の速度での走行を心掛ける、空ぶかしをしない、アイドリングストップを行うことなどがある。
	エコ舗装（遮熱性舗装）	路面温度を上昇させる原因である太陽光の一部（赤外線）を反射する遮熱材を路面に塗布した舗装のこと。太陽光の一部を反射させることで舗装への蓄熱を防ぎ、路面温度の上昇を抑制する。
	エネルギーミックス	電気の安定供給を図るため、太陽光や風力、地熱等の再生可能エネルギー、火力、原子力などの多様なエネルギー源を組み合わせることで電源構成を最適化すること。
	温室効果ガス	大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体のこと。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7物質を温室効果ガスとしている。
か行	カーシェアリング	複数の人が自動車を共同で保有して、交互に利用すること。個人で所有するマイカーに対し、自動車の新しい所有・使用の形態である。走行距離や利用時間に応じて課金されるため、適正な自動車利用によって、公共交通など自動車以外の移動手段の活用を促すとされる。環境負荷の軽減や交通渋滞の緩和、駐車場問題の解決、公共交通の活性化などが期待される。
	家庭用燃料電池（エネファーム）	水素と酸素を化学的に反応させ、水とともに電気を取り出すシステムのこと。排出ガスが極めてクリーンで、発電効率が高く、発電の際に発生する熱は給湯・暖房などへの利用ができる。
	緩和策	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制するための対策のこと。「適応策」と同時に講じていくことが必要とされる。

	用語	解説
か行	気候変動	気温や降水などを長い時間で見たと際の気候の変動や変化のこと。変動の要因には、自然の要因、人間の活動による要因の2つがある。近年では、後者の人間が化石燃料を燃やしてエネルギーを創出する際に排出される温室効果ガスによるものの影響が大きいとされている。
	光化学オキシダント (Ox)	工場や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物等が、夏季などに、太陽の強い紫外線で光化学反応を起こすことにより生成される、オゾンなどの総称のこと。光化学スモッグの原因となる物質である。酸化力が強く、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼす。常時監視の測定データが一定の濃度を超えた場合には、注意報や警報が発令される。
	光化学スモッグ	光化学オキシダントによって、大気が白くモヤがかかった状態になること。風が弱く、気温が高く、日差しが強い日に発生しやすい傾向がある。
	コミュニティサイクル	借りた場所とは違う貸出場所にも自転車を返せるレンタサイクルの仕組み。返却のために借りた場所に戻す必要がないため、利用の際の自由度が高まる。
さ行	再生可能エネルギー	太陽光、風力、水力、地熱等の永続的に利用することができるエネルギーのこと。
	在来種	もともとその地域で生息している生物種のこと。これに対し、本来の生息場所以外へ人間によって移動された生物を外来種と呼ぶ。
	社寺林	神社に付随して境内やその周辺に神殿や参道、拝所を囲むようにある森林のこと。
	省エネ診断	現状のエネルギー使用量、施設や機器の運用状況等を調査し、それぞれの施設にあった省エネルギー対策を提案するもの。省エネルギーセンターや東京都地球温暖化防止活動推進センターが無料の省エネ診断を実施している。
	自立・分散型エネルギーシステム	災害発生時など、系統電力が使用できない場合においても、地域内に分散して立地する再生可能エネルギーやコージェネレーションシステム等のエネルギー供給施設から地域内で必要とされるエネルギー源を確保できる仕組みのこと。
	シンボルツリー	住宅や建築物、通りなど、目立つところに植えられ、その地域を象徴する背の高い樹木のこと。
	生産緑地	都市における農地等の適正な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資することを目的として、都市計画に位置付ける地域地区のこと。

	用語	解説
さ行	生物多様性	生物の豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生物多様性を「すべての生物の間の変異性」と定義し、生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という3つのレベルでの多様性があるとしている。
た行	ダイオキシン類	ダイオキシンとは、一般には有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）を略した呼称のこと。生殖、脳、免疫系などに対する毒性を有する。1999年（平成11年）に制定されたダイオキシン類対策特別措置法では、PCDDに加え、同様の毒性を示すポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）とコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）も、ダイオキシン類として排出規制等の対象になっている。
	脱炭素	地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を防ぐため、石炭や石油等の化石燃料からの脱却をめざすこと。
	地域循環共生圏	各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることをめざす考え方のこと。
	蓄電池	1回だけでなく、充電して何度も使用ができる電池のこと。電気自動車などに使用されている。
	地中熱	地表から地下約200mの深さまでの地中にある熱のこと。地下10m以深の地中温度は季節に関わらず安定しているため、この熱エネルギーを地中から取り出し、冷暖房や給湯などに利用することで、節電、二酸化炭素の排出削減、ヒートアイランド現象の緩和などの利点がある。
	宙水	ローム層中に水を通し難い層が介在する場合、水が地中で局所的に受け止められ、地下水が地表に近い位置に分布しているもの。世田谷では、区内の北東部の広い範囲に分布している。烏弁天池は、宙水を水源としている。
	超小型モビリティ	軽自動車よりも小さく、地域の手軽な移動手段として期待される自動車のこと。通常の自動車より少ないエネルギーで省エネ・低炭素化に寄与するとともに、子育て世代や高齢者等の移動支援、外出機会増加などに活用が期待されている。
	適応策	地球温暖化の影響に対して自然や人間社会のあり方を調整すること。地球温暖化による地域におけるリスクを把握し、地域特性に適した社会インフラを整備する等の手法がある。「緩和策」と同時に講じていくことが必要とされる。

	用語	解説
た行	電気自動車	バッテリー（蓄電池）に蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車のこと。通常の自動車と比べ構造が簡易なことから部品数が少なく、部品自体も小型化できるため、自動車自体の小型化も比較的容易であり、排出ガスは一切なく、走行騒音も大幅に減少するメリットがある。
	電動バイク	走行時に排気音や排出ガスを出さない二輪車のこと。
	電力小売完全自由化	これまで家庭や商店向けの電気は、各地域の電力会社（東京電力、関西電力等）だけが販売しており、電気を購入する会社を選択することはできなかったが、2016年（平成28年）4月1日以降は、電気の小売業への参入が全面自由化され、家庭や商店も含む全ての消費者が電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになった。
	透水性舗装	道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させるもの。地下水の涵養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果があり、都市部の歩道に利用されることが多い。通常のアスファルト舗装に比べて太陽熱の蓄積をより緩和できる。
な行	二酸化硫黄（SO ₂ ）	石油、石炭などの燃料中の硫黄分が燃焼によって酸化し、発生する気体のこと。呼吸器の気道を刺激するため、汚染がひどい地域で生活していると慢性気管支炎や喘息性気管支炎を起こすといわれている。また、酸性雨の原因物質の一つでもある。
	二酸化炭素（CO ₂ ）	動物の呼吸や石油・石炭など化石燃料の燃焼などに伴い発生する気体のこと。二酸化炭素は地球の大気を構成する成分の一つで有害な物質ではないが、地上から放出される熱を吸収する温室効果があることから、濃度が高まると地球温暖化を招くことになる。
	二酸化窒素（NO ₂ ）	燃料などの燃焼過程において、空気中の窒素と酸素が高温下で反応し、燃料中の窒素分が酸化されて発生する気体のこと。自動車からも多く排出され、刺激性があり、汚染がひどい地域で生活していると呼吸器障害を起こすといわれている。また、酸性雨の原因物質の一つでもある。
	燃料電池自動車	車載の水素と空気中の酸素を反応させて、燃料電池で発電し、その電気でモーターを回転させて走る自動車のこと。水素を燃料とする場合、排出されるのは水素と酸素の化学反応による水のみであるため、太陽光やバイオマスなど再生可能エネルギーを利用して水素を製造することにより、地球温暖化の防止にも資する。
は行	バイオマス	動植物などから生まれた生物資源の総称のこと。バイオマス発電では、この生物資源を直接燃焼、ガス化させるなどして発電が行われる。

	用語	解説
は行	ハイブリッド自動車	エンジンとモーターの2つの動力源を持ち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車のこと。
	パリ協定	2015年(平成27年)12月にフランス・パリで開催された「気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」で採択された協定のこと。先進国・途上国の区別なく、温室効果ガス削減に向けて自国の決定する目標を提出し、目標達成に向けた取組みを実施すること等を規定した。歴史上初めて全ての国が参加する公平な合意であり、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡を達成することをめざしている。
	ビオトープ	「生きものの生息空間」を意味するもの。草地、川、池など、大小関わらず生きものが生息・生育できる条件を備えた場所は全てビオトープである。
	ビークル・トゥ・ホーム(V2H)	自動車に蓄えた電気を家庭で使用する仕組みのこと。停電や震災などで電力の供給が寸断された場合でも、駆動用バッテリーから電力を取り出し、電力として使用できるメリットがある。
	微小粒子状物質(PM2.5)	大気中に浮遊している2.5 μ m(マイクロメートル=1mmの千分の1)以下の小さな粒子のこと。髪の毛の太さの30分の1程度という非常に小さい粒子のため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されている。
	ヒートアイランド現象	都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象のこと。都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により、把握することができるため、ヒートアイランド(熱の島)といわれる。
	フードドライブ	食品ロス(本来食べられるのに廃棄される食品や食材)の削減のため、家庭で余っている食品等を持ち寄り、広く地域の福祉団体や施設等に提供するボランティア活動のこと。
	浮遊粒子状物質(SPM)	大気中に浮遊する直径10ミクロン(100分の1mm)以下の微粒子で、土砂のまき上げなどの自然現象によるものと自動車の排出ガスなどによるもの等があり、視程障害、呼吸器系疾患の原因となる。
	プラグインハイブリッド自動車	外部電源から充電できるタイプのハイブリッド自動車のこと。走行時に二酸化炭素や排気ガスを出さない電気自動車のメリットとガソリンエンジンとモーターの併用で遠距離走行ができるハイブリッド車の長所を併せ持つ。

	用語	解説
ま行	マイクロプラスチック	微細なプラスチックごみ（5mm以下）のこと。含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている。
	マルチベネフィット	一つの行動によって、複数の側面において利益を生み出すこと。
	未利用エネルギー	工場排熱、地下鉄や地下街の冷暖房排熱、外気温との温度差がある河川や下水、雪氷熱など、エネルギーとして有効に利用できる可能性があったが、これまで利用されてこなかったエネルギーの総称のこと。
	ミレニアム開発目標（MDGs）	2000年（平成12年）9月にアメリカのニューヨークで開催された「国連ミレニアム・サミット」で採択された開発分野における国際社会共通の目標のこと。「国連ミレニアム宣言」を基にまとめられ、極度の貧困と飢餓の撲滅など、2015年（平成27年）までに達成すべき8つの目標を掲げ、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に引き継がれた。
や行	屋敷林	防風などを目的として、屋敷の周囲に植えられたケヤキやモウソウチクなどの林のこと。
	湧水	地表や河川などに自然状態で湧き出てきた地下水のこと。世田谷には国分寺崖線沿いに数多く存在している。
英数	BEMS （ビルエネルギー管理システム）	Building Energy Management System 業務用ビルなどの建物において、建物全体のエネルギー設備を総合的に監視し、自動制御することにより、省エネルギー化や運用の最適化を行う管理システムのこと。
	BOD	水中の汚れを分解して無害なものにするために好気性微生物が必要とする酸素の量のこと。川の汚れを表す代表的な指標で、値が高いほど川は汚れている。
	CASBEE （建築環境総合性能評価システム）	Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency 産学官共同で開発された住宅・建築物の居住性（室内環境）の向上と地球環境への負荷の低減等を総合的な環境性能として一体的に評価を行い、評価結果を分かりやすい指標として示す評価システムのこと。
	COOL CHOICE	2030年度（令和12年度）に温室効果ガスの排出量を2013年度（平成25年度）比で26%削減するという目標達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買い替え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしているという取り組みのこと。

	用語	解説
英数	ESCO 事業	<p>Energy Service Company (ビルや工場の省エネ化に必要な技術・設備・人材・資金などの全てを包括的に提供するサービス)。ESCO事業は、省エネ効果をESCOが保証するとともに、省エネルギー改修に要した投資・金利返済・ESCOの経費等が、全て省エネルギーによる経費削減分でまかなわれるため、導入企業における新たな経済的負担はなく、契約期間終了後の経費削減分は全てが顧客の利益となる。</p> <p>区は、エネルギー消費の多い施設を中心に導入を進めており、総合運動場、北沢タウンホール、玉川中学校温水プール、大蔵第二運動場、世田谷美術館、烏山中学校(予定)で導入している。</p>
	HEMS (住宅エネルギー管理システム)	<p>Home Energy Management System</p> <p>一般住宅において、電気やガスなどのエネルギー使用状況を適切に把握・管理し、削減につなげる仕組みのこと。</p> <p>HEMSでは、家庭内の発電量(ソーラーパネルや燃料電池等)と消費量(家電製品等)をリアルタイムで把握して、電気自動車等のリチウムイオンバッテリーなどで蓄電することで細かな電力管理を行う。</p>
	ICT	<p>Information and Communication Technology</p> <p>通信技術を活用したコミュニケーションを意味し、ICTを活用したシステムやサービスが普及することで、社会インフラとして新たなイノベーションが生まれることが期待されている。</p>
	IPCC	<p>国連の気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change)の略称のこと。</p> <p>人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、設立された組織である。</p>
	ISO14001	<p>企業などの活動が環境に及ぼす影響を最小限に留めることを目的に定められた環境に関する国際的な標準規格のこと。ISO規格に沿った環境マネジメントシステムを構築する際に守らなければならない事項が盛り込まれている。</p>
	LED	<p>Light Emitting Diode(発光ダイオード)。</p> <p>電気を通すことで、光を放つ半導体LEDは、従来の光源に比べて寿命が長く、電気を光に変換する効率が高いために低消費電力で電気代が抑えられるだけでなく、交換のコストや手間が低減できる。寿命が約40,000時間と非常に長く、消費電力も従来と比較して少ないため、電気代の削減や二酸化炭素の排出量の削減が可能である。</p>

	用語	解説
英数	MEMS (マンション エネルギー管理 システム)	Mansion Energy Management System マンション全体でエネルギー管理やピークカット等を行い、エネルギーの効率的な使用や無理のない節電を実現するための仕組みのこと。
	ZEB	ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) とは、高い断熱性能と高効率設備による可能な限りの省エネルギー化と再生可能エネルギーの導入により、年間での一次エネルギー消費量が正味でゼロまたは概ねゼロとなるビルのこと。さらに、ZEBに限りなく近い建築物として Nearly ZEB (エネルギー消費量の削減率が75%以上100%未満)、ZEBを見据えた先進建築物として ZEB Ready (エネルギー消費量の削減率が50%以上)、ZEB Ready を見据えた建築物として ZEB Oriented (事務所等、学校等、工場等：エネルギー消費量の削減率が40%以上。ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等：エネルギー消費量の削減率が30%以上の削減) の4段階の区分がある。
	ZEH	室内外の環境品質を低下させることなく、再生可能エネルギーの利用や高い断熱性能と高効率設備による可能な限りの省エネルギー化により、年間での一次エネルギー消費量の収支がゼロ、又は概ねゼロとなる住宅のこと。
	3010運動	宴会時の食べ残しを減らすため、「乾杯後30分間は席を立たずに料理を楽しみましょう、お開き10分前になったら自分の席に戻って再度料理を楽しみましょう」と呼びかけて食品ロスを削減する運動。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

世田谷区環境基本計画（後期）

【2020年度（令和2年度）～2024年度（令和6年度）】

2020年（令和2年）3月発行

編集・発行 世田谷区 環境政策部 環境計画課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27

TEL 03-5432-2279 FAX 03-5432-3062

<https://www.city.setagaya.lg.jp/>

広報印刷物登録番号 No.1833



二酸化炭素排出量
3800g-co₂/部



世田谷区
環境基本計画（後期）